

第2次常総市男女共同参画計画

平成26年度～35年度



常総市

とも 男女に、担いあうまちづくりをめざして



我が国では、少子・超高齢化の進展による人口減少社会、グローバル化する社会経済など、様々な分野において変革期を迎えています。

また、家族形態や地域社会も変化し、人々の価値観や生活環境も多様化している中で、一人ひとりが性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの個性と能力を発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現が一層求められています。

本市では、平成16年4月に「男女共同参画計画」を策定し、平成19年3月には男女共同参画推進条例を制定いたしました。その後、平成20年度に計画を見直して「常総市男女共同参画計画（改訂版）」を作成し、男女共同参画社会実現のための施策を総合的、かつ計画的に進めてまいりました。

現在、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という考え方が、男女共同参画の推進と少子化対策の両方に効果的であると、その重要性が指摘されております。この考え方は、男女が仕事だけでなく、育児や介護、家事などの家庭生活や地域活動、さらには自分のための時間を役割分担しながらバランスよく過ごすことによって、人生の豊かさを実現しようというものであり、男女がお互いを理解し幸せな人生を送るためには、この仕事と生活の調和を整えることが必要です。

これを踏まえて、「男女（とも）に担いあうまちづくり」を目標に「第2次常総市男女共同参画計画」を策定いたしました。

この計画を実行性のあるものとしていくためには、市民・事業主・市民団体の皆様と市がそれぞれの役割を十分認識し、一体となって取り組んでいくことが重要となりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご提言いただきました常総市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成26年3月

常総市長 高杉 徹

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の視点と位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第2章 計画策定の背景	4
第1節 世界の取り組み	5
第2節 国の取り組み	5
第3節 県の取り組み	6
第4節 市の取り組み	7
第5節 市民生活と意識の変化	8
第3章 前期計画の内容	13
基本目標Ⅰ 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり	16
施策の方向Ⅰ―1 家族を思いやる意識づくり	16
施策の方向Ⅰ―2 地域で分かち合う意識づくり	21
施策の方向Ⅰ―3 働く場で助け合う意識づくり	24
施策の方向Ⅰ―4 教育の場で育ち合う意識づくり	27
施策の方向Ⅰ―5 国際的視野を身につける意識づくり	28
基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり	30
施策の方向Ⅱ―1 家庭で進める環境づくり	30
施策の方向Ⅱ―2 地域で進める環境づくり	33
施策の方向Ⅱ―3 働く場で進める環境づくり	36
施策の方向Ⅱ―4 教育の場で進める環境づくり	39
施策の方向Ⅱ―5 国際社会で進める環境づくり	41
基本目標Ⅲ お互いに支えあうための土台づくり	42
施策の方向Ⅲ―1 健やかなところとからだを保つ土台づくり	42
施策の方向Ⅲ―2 すべての人が安らかに暮らせる土台づくり	45
第4章 計画の推進	47
第1節 推進体制の整備	48
第2節 計画の進行管理	49

付 属 資 料	50
■ 計画策定の経過	51
■ 常総市男女共同参画推進条例	52
■ 常総市男女共同参画推進審議会委員名簿	56
■ 常総市男女共同参画推進本部設置規程	57
■ 常総市男女共同参画推進本部委員名簿	60
■ 常総市男女共同参画推進委員名簿	61
■ 男女共同参画社会基本法	62
■ 茨城県男女共同参画推進条例	68
■ 男女共同参画社会に関する市民意識調査の概要	72
■ 関連年表（国・県・市の動き）	74

第1章

計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の視点と位置づけ

第3節 計画の期間

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題のひとつとして位置づけ、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会」について「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

この法律では、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における取組を総合的、計画的に推進していくため、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」の策定を、第13条では国に、第14条では都道府県に義務付けています。また、市町村においても、14条で努力規定として「男女共同参画基本計画」の策定が明記されています。

本市においても、平成19年3月に「常総市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年度に見直した「常総市男女共同参画計画（改訂版）」を指針に、男女共同参画社会の実現を目指して、市、市民及び事業者が一体となり、男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。

しかし、依然として男女共同参画があらゆる人々にとって必要であるという認識が浸透していないこと、女性の社会進出は進んでいるとはいえ、方針の立案・決定過程への参画は十分とはいえ、長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルからの転換が進まず、仕事と家事・育児・介護等の両立が依然として難しいなど、様々な分野において解決すべき課題が残されています。

このような現状を踏まえ、本市では、男女共同参画推進条例に基づき、豊かな自然の中で、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできるまちづくりを目指し、男女共同参画社会の実現を推進できる施策の基本的方向性を示す指針として「第2次常総市男女共同参画計画」を策定するものです。

第2節 計画の視点と位置づけ

- 1 男女それぞれの市民が自分らしく行動するため
- 2 市民がお互いに支えあう住みよいまちにするため
- 3 市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを実現するため

以上、3つの考えを柱とし、^{とも}男女に、担いあうまちづくりを目指します。

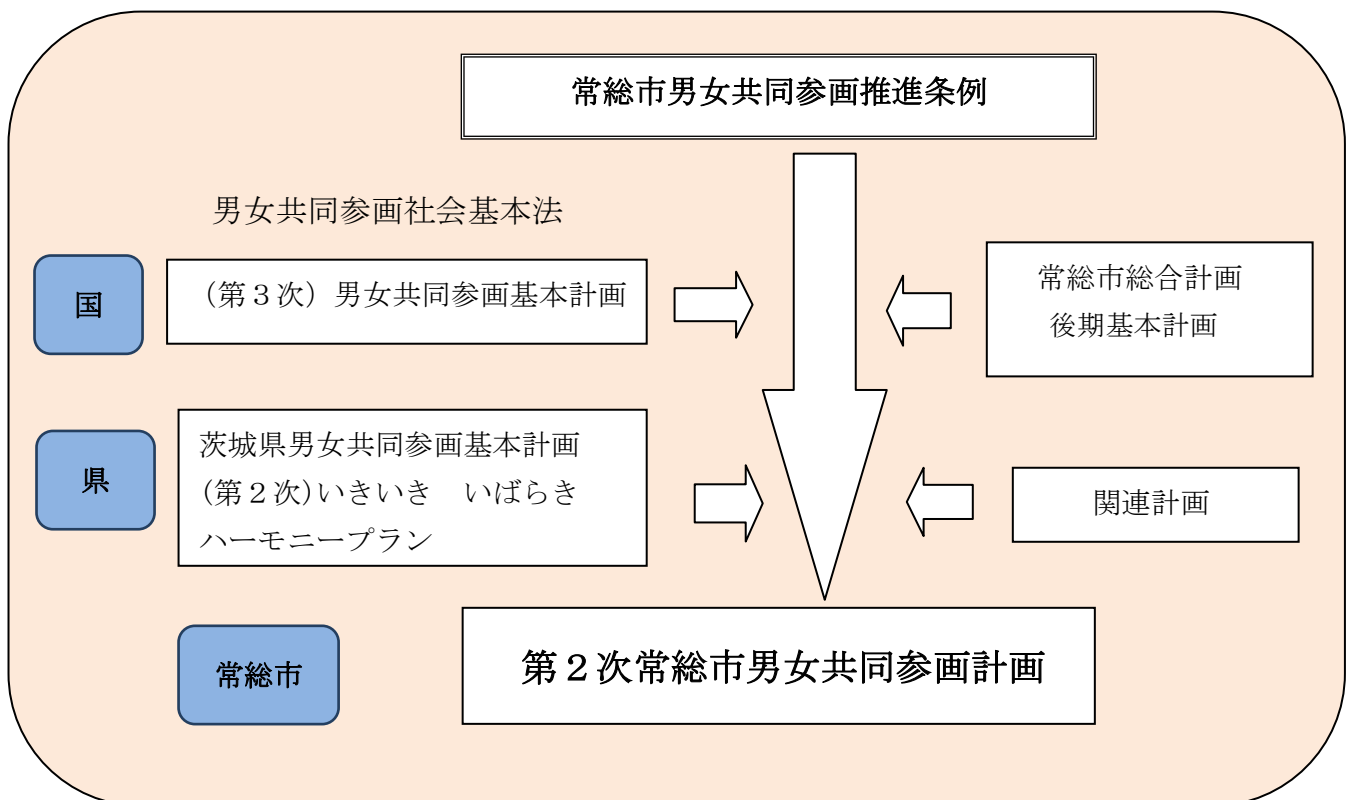
さらに、この計画では、わたしたち一人ひとりの行動をわかりやすく整理するために、次の5つの視点を持って施策を推進します。

- | | | | | |
|-------|-------|--------|---------|---------|
| 1. 家庭 | 2. 地域 | 3. 働く場 | 4. 教育の場 | 5. 国際社会 |
|-------|-------|--------|---------|---------|

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき策定された計画で、常総市男女共同参画推進条例第 8 条に規定する基本的施策として位置付けられた計画です。市の男女共同参画政策を総合的、計画的に進めていくための指針とします。

さらに、国・県の計画や市の総合計画など関連する市の諸計画と整合を図りながら推進されるものです。

○計画関係図



第3節 計画の期間

計画の目標、施策の方向性については、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とし、前期実施計画を平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

また、前期計画の計画期間が終了する平成 30 年度には、本計画の進捗状況や社会状況を勘案したうえで、実施計画事業について見直し作業を実施することとします。

○前期実施計画 平成 26 年度～平成 30 年度 (5 年間)

○後期実施計画 平成 31 年度～平成 35 年度 (5 年間)

第2章

計画策定の背景

第1節 世界の取り組み

第2節 国の取り組み

第3節 県の取り組み

第4節 市の取り組み

第5節 市民生活と意識の変化

第1節 世界の取り組み

◆昭和50年（1975年）「国際婦人年」

「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ）

「女性の地位向上のための世界行動計画」を採択。

「国連婦人の10年」（昭和51年（1976年）～昭和60年（1985年））を決定し、世界的な取組を開始。

◆昭和54年（1979年）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択。

昭和56年に発効（日本では、昭和60年（1985年）に条約を批准）。

◆昭和60年（1985年）

「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議）開催

2000年（平成12年）に向けて、各国が取り組むべき指針として「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択。

◆平成7年（1995年）

「第4回世界女性会議」開催（北京）

女性と健康、女性に対する暴力などの12の課題が示された「行動綱領」と女性の地位向上の指針である「北京宣言」を採択。

◆平成12年（2000年）

国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）

「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」を採択。

◆平成17年（2005年）

第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）

「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認。完全実施宣言が採択。

◆平成18年（2006年）

「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催（東京）

「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマにし「東京閣僚共同コミュニケ」が採択。

第2節 国の取り組み

◆昭和50年（1975年）

女性の地位向上のための本部機構として「婦人問題企画推進本部」を設置。

昭和52年（1977年）「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

◆昭和60年（1985年）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に向け、国籍法や戸籍法の改正、「男女雇用機会均等法」の公布等国内法の整備が進められました。

◆昭和62年（1987年）

「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定。

◆平成3年（1991年）

「育児休業法」の公布

◆平成8年（1996年）

新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定。

◆平成 11 年（1999 年）

「男女共同参画社会基本法」の公布，施行。

「男女雇用機会均等法」の改正施行。

◆平成 12 年（2000 年）

「男女共同参画基本計画」の策定。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行。

◆平成 13 年（2001 年）

中央省庁等改革により，新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」を設置。

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が成立。

◆平成 15 年（2003 年）

「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」の公布，施行。

◆平成 17 年（2005 年）

「第 2 次男女共同参画基本計画」を策定。

「育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（「育児・介護休業法」）の改正（休業取得対象の拡大，休業期間の拡大等）。

◆平成 19 年（2007 年）

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定。

改正「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の公布。

◆平成 20 年（2008 年）

「女性の参画加速プログラム」の決定。

◆平成 21 年（2009 年）

改正「育児休業・介護休業法」公布。（希望者の短時間勤務制度，残業免除制度の導入義務化等）

◆平成 22 年（2010 年）

「第 3 次男女共同参画基本計画」（2020 年までの政策の方向性と 2015 年度までの具体的な施策）を策定。

第 3 節 県の取り組み

◆昭和 53 年（1978 年）

婦人問題を担当する課として，生活福祉部に「青少年婦人課」を設置。

◆昭和 55 年（1980 年）

担当課が「婦人児童課」になる。

「第 2 次県民福祉基本計画」で，婦人問題は「婦人の福祉の向上」と位置づけられる。

◆昭和 61 年（1986 年）

「新県民福祉基本計画」で，婦人問題は「女性の地位向上と社会参画の促進」と位置づけられる。

◆昭和 62 年（1987 年）

女性教育の振興を目的として「茨城県立婦人教育会館」を設置。

◆平成 2 年（1990 年）

「婦人問題推進有識者会議」から女性プラン策定に関する提言を受け，平成 3 年（1991 年）に「いばらきローズプラン 21」を策定。

女性行政施策の推進を図るための体制として「いばらきローズプラン 21 推進委員会」及び「茨城県女性対策推進本部」を設置。

◆平成6年（1994年）

福祉部に「女性青少年課」を設置。

◆平成7年（1995年）

「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」が位置づけられる。

県が取り組むべき女性施策の指針として「いばらきハーモニープラン」（平成7年度から平成17年度まで）を策定。

◆平成9年（1997年）

「茨城県立婦人教育会館」の名称を「茨城県女性プラザ」に改名し、「茨城県鹿行生涯学習センター」を併設。

◆平成11年（1999年）

女性青少年課を福祉部から知事公室へと組織改編。

◆平成13年（2001年）

「茨城県男女共同参画推進条例」を制定。

「茨城県男女共同参画審議会」の設置。

「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」と改名。

◆平成14年（2002年）

条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくため、「茨城県男女共同参画基本計画」（平成13年度から平成22年度まで）を策定。

基本計画に定める重点課題ごとに具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」（平成13年度から平成17年度まで）を策定。

「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置。

◆平成18年（2006年）

「茨城県男女共同参画実施計画」（平成18年度から平成22年度まで）を策定。

◆平成23年（2011年）

「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」（平成23年度から平成27年度まで）を策定。

第4節 市の取り組み

◆平成7年（1995年）

平成8年（1996年）までの2カ年で県教育委員会の委託事業「いばらき女性フレッシュサポート事業」を実施。

「^{ひと}女と^{ひと}男との共生プラン水海道」（市内24の女性団体の代表）を組織化。

◆平成9年（1997年）

「女性団体みっかいどう事業委員会」（旧水海道市内25の女性団体の代表）を設立。

◆平成13年（2001年）

第四次水海道市総合振興計画後期基本計画に「男女共同参画社会の実現」を位置づける。

企画課に「男女共同参画室」を設置。

「男女共同参画に対する市職員の意識調査」を実施し、庁内における取組を開始。

◆平成14年（2002年）

市民の代表によって組織された「水海道市男女共同参画プラン策定委員会」と庁内組織である「水海道市男女共同参画庁内推進会議」及び「水海道市男女共同参画ワーキングチーム」を設置

「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。

◆平成15年（2003年）

「市民懇談会」を実施し、市民の意識や実態、要望の把握。

◆平成 16 年（2004 年）

「水海道市男女共同参画計画」（平成 16 年度から平成 25 年度）を策定。平成 18 年合併により「常総市男女共同参画計画」と名称を改める。

◆平成 18 年（2006 年）

合併により「常総市」となる。

男女共同参画に対する市職員アンケート調査及び市内事業所アンケート調査実施。

◆平成 19 年（2007 年）

「常総市男女共同参画推進条例」制定・施行。

「常総市男女共同参画推進審議会」を設置。

◆平成 20 年（2008 年）

「女性相談窓口」を開設。

「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。

◆平成 21 年（2009 年）

「常総市男女共同参画計画（改訂版）」（平成 21 年度から平成 25 年度）の策定。

◆平成 23 年（2011 年）

男女共同参画広報紙「じょうそう」創刊号発行。

◆平成 24 年（2012 年）

「DVと子どもの虐待」相談員養成講座の実施。

◆平成 25 年（2013 年）

「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。

第 5 節 市民生活と意識の変化

1 進む少子・高齢化

日本では、少子・超高齢化が深刻な問題となっています。合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）が、1.5人を割り込む状態が20年も続き、高齢化率（65歳以上）が24.1%で4人に1人が高齢者となっています。少子化が長期化した理由の一つとして、男女共同参画の遅れが一番大きな要因であるとの声も上がっています。

平成24年8月には、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした「子ども・子育て支援法」が制定され、より子育てしやすい環境づくりを進めています。

また、本市の平成 24 年の常住人口調査では、年少人口（15 歳未満の人口）割合が 13.2%で全国平均（13.0%）よりも若干高く、生産年齢人口（15～64 歳の人口）割合は 62.7%と全国平均（62.9%）よりも若干低くなっています。

全国、茨城県、本市においての老年人口割合が年少人口割合を上回っていることで、少子・高齢化が徐々に進行していること、さらに、一世帯あたり人員が減少傾向にあることから、核家族化もうかがえます。〔表 1 参照〕

■表 1 人口・世帯の推移

	平成 17 年 旧水海道市+旧石下町	平成 22 年 常総市	平成 24 年 常総市	平成 24 年 全国	平成 24 年 茨城県
年少人口割合 (%)	14.0	13.6	13.2	13.0	13.2
生産年齢人口割合 (%)	65.5	63.4	62.7	62.9	63.0
老年人口割合 (%)	20.5	23.0	24.1	24.1	23.8
人口総数 (人)	66,536	65,320	64,258		
世帯数	20,367	20,685	20,845		
一世帯あたり人員 (人)	3.3	3.2	3.1		

資料：国勢調査（平成 24 年は 10 月 1 日現在の常住人口調査）

2 男女の働き方の変化

労働力人口（働く意志と能力を持つ15歳以上の人口）総数は減少していますが、女性の労働人口の割合は少しずつ増加しています。しかし、男女比では男性に比べて女性労働者が少なくなっています。〔表2参照〕

市民意識調査においては、女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていることは「家事や育児との両立が難しいこと」と答えている女性が35.1%、男性では45.2%いました。

労働力人口の減少化対策や経済社会を活性化するためには、女性の労働力が不可欠となっており、女性の継続就労支援や再就職支援等の施策が望まれています。

■表2 男女の就労状況

●労働力人口の推移

単位：人

	平成12年 (旧水海道+旧石下)			平成17年 (旧水海道+旧石下)			平成22年 (常総市)		
	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
労働力人口	35,026	14,235	20,791	34,698	14,263	20,435	32,561	13,722	18,839
(%)	100.0	40.6	59.4	100.0	41.1	58.9	100.0	42.1	57.9

資料：国政調査

●市内保育所保護者就労形態

単位：人

就労区分	男	女	計
会社員	536	304	840
公務員	39	31	70
パート・アルバイト	12	358	370
自営業（中心者）	52	8	60
自営業（協力者）	29	36	65
その他	19	64	83
計	687	801	1,488

資料：子どもすくすく課（平成26年1月1日現在）

3 政策・方針決定過程への参画状況

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定の場に男女が共同参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要とされています。しかし、現在の世界の中で日本の女性議員比率は低く、平成24年12月の総選挙で衆議院の女性議員が7.9%に減り、190ヶ国中163位に落ちています。昨年の世界の平均値は20.3%、1位はルワンダで56.3%となっています。

本市ではこれまでの計画で、審議会委員等の女性の登用率を平成25年度までに30.0%にする目標達成に向けて推進してまいりましたが、平成24年4月1日現在の状況では27.0%と、県平均の23.0%を上回っておりますが、目標には達していない現状にあります。

また、市議会における女性議員の割合は18.2%となり、県平均11.3%をやや上回ってはおりますが、まだまだの数値といえます。

本市職員の女性管理職（課長相当職以上）比率については、平成24年4月1日現在の状況では8.3%（60人中5人）となり、少しずつではありますが上がっている現状があります。県平均管理職の割合が7.6%で、常総市は県内38市町村中11位となっておりますが、今後も女性管理職の割合を増やし、女性の社会参画を推進していくことが課題です。

■表3 女性の参画状況

●地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性委員の割合

区分	平成21年	平成24年	平成24年
女性委員の 割合(%)	常総市	常総市	県平均
	20.8 (98/472人)	27.0 (138/511人)	23.0 (3,709/16,133人)

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
資料：市民協働課(各年4月1日現在)

●市議会における女性議員の割合

区分	平成20年	平成24年	平成24年
女性議員の 割合(%)	常総市	常総市	茨城県平均
	7.7 (2/26人)	18.2 (4/22人)	11.3 (101/895人)

資料：議会事務局(各年4月1日現在)

●市職員の役職別人員

職名	平成23年			平成24年			平成25年		
	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計
部長級	0	24	24	0	24	24	0	19	19
課長級	3	34	37	5	31	36	5	31	36
課長補佐級	7	41	48	8	30	38	5	39	44
係長	30	64	93	28	62	90	32	51	83
計	40	163	203	41	147	188	42	140	182
割合(%)	19.7	80.3	100.0	21.8	78.2	100.0	23.1	76.9	100.0

資料：人事課(各年4月1日現在)

4 配偶者等に対する暴力

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が平成13年に成立し、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV(ドメスティック・バイオレンス)という言葉も広く社会に認識されるようになりました。

市民意識調査において、「女性の人権が尊重されていないと思われるとき」の質問では「夫から妻への暴力」と答えた方が男女ともに多くみられました。

最近では、デートDVという若年層の暴力なども聞かれ、男女間の交際についての教育等も必要となってきています。

また、被害に遭っても相談しなかった場合が多く、DVの危険性についての認識の甘さ等が

うかがえます。

本市においては、平成 20 年 4 月から毎月第 3 火曜日に、女性相談窓口を開設し、女性臨床心理カウンセラーが、様々な相談に対応しています。

女性相談日以外の男女共同参画室対応の相談では、毎年約 8 割以上が DV に関する相談であり、関係各課・県の婦人相談所や警察などと連携をとりながら、支援に努めています。

今後も、女性相談や各種相談窓口の周知徹底を図り、気軽に相談できる窓口体制を構築する必要があります。

■表 4 相談件数

●配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（平成 24 年度）

	施設数	総数	相談の種類			男女の割合	
			来所	電話	その他	女性	男性
全 国	223	89,490	25,250	60,686	3,554	88,425	1,065
茨城県	2	1,067	335	705	27	1,051	16

資料：内閣府男女共同参画局

●女性相談日における相談件数（毎月 1 回開設）

相談の主訴	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1 家庭	22	11	12	14	22
2 人間関係	3	1	1	0	0
3 自分自身	5	10	0	3	1
4 DV	2	0	1	9	1
5 その他	0	1	4	0	7
計	32	23	18	24	31

資料：市民協働課

●女性相談日以外の相談数（随時受付）

相談の主訴	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 離婚	0	1	1	1
2 家庭	1	0	0	2
3 自分自身	0	0	1	0
4 DV	13	6	13	17
5 その他	1	1	1	3
計	15	8	16	23

資料：市民協働課（平成 25 年度は平成 26 年 1 月 1 日現在）

5 国際化の進展

本市の外国人の人口は、県内ではつくば市に次いで多く、特にブラジル人が約過半数を占めています。〔表5参照〕

そのため、ポルトガル語の通訳・翻訳が可能な人材を市役所に配置し、窓口対応と文書・ホームページでの情報提供など外国人への行政サービスにも力を入れています。また、外国人の多い小中学校へ外国人児童生徒への指導員の配置も行っています。

今後も国際化社会の進展が見込まれることから、外国の人々との交流を深めながら、異文化に触れ、お互いの生活習慣を理解し、国際化に対応できる教育や環境整備が必要となります。

■表5

外国人登録者数の推移

単位：人

区 分		平成 14 年 (旧水海道+旧石下)	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
ブラジル	女性	1,251	1,411	1,200	948	848
	男性	1,583	1,554	1,361	1,086	996
	計	2,834	2,965	2,561	2,034	1,844
ペルー	女性	79	122	128	119	94
	男性	119	132	137	118	120
	計	198	254	265	237	214
タイ	女性	171	99	93	92	94
	男性	38	31	30	27	27
	計	209	130	123	119	121
フィリピン	女性	230	399	410	431	441
	男性	100	255	282	326	348
	計	330	654	692	757	789
中国	女性	64	79	78	107	85
	男性	55	195	192	213	204
	計	119	274	270	320	289
その他	女性	139	152	154	166	167
	男性	262	321	325	312	354
	計	401	473	479	478	521
合 計	女性	1,934	2,262	2,063	1,863	1,729
	男性	2,157	2,488	2,327	2,082	2,049
	計	4,091	4,750	4,390	3,945	3,778

資料：市民課（各年12月1日現在）

第3章

前期計画の内容

基本目標Ⅰ 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

1 家族を思いやる意識づくり

(1) 広報活動の充実	18
(2) 意識の啓発	18
(3) 学習機会の提供	20

2 地域で分かち合う意識づくり

(1) 情報の収集と提供	22
(2) 学習及び成果発表機会の提供	23
(3) 社会通念や習慣の見直し	23

3 働く場で助け合う意識づくり

(1) 情報の提供	26
(2) 働きやすい就労環境の整備	26
(3) 庁内における職場環境の整備	26

4 教育の場で育ち合う意識づくり

(1) 指導・支援体制の充実	27
----------------	----

5 国際的視野を身につける意識づくり

(1) 国際交流・理解の促進	28
----------------	----

基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

1 家庭で進める環境づくり

(1) 家事への参画促進	31
(2) 子育てへの参画促進	31
(3) 介護への参画促進	32

2 地域で進める環境づくり

(1) 人材の育成と活用	34
(2) 活動の機会提供と促進	34

3 働く場で進める環境づくり

(1) 多様な働き方への支援	38
(2) 家庭などとの両立への支援	38
(3) 庁内における男女の職域拡大	39

4 教育の場で進める環境づくり

(1) 保育・教育内容の充実	40
(2) 学校生活の充実	40

5 国際社会で進める環境づくり

(1) 国際社会としての整備	41
----------------	----

基本目標Ⅲ お互いに支えあうための土台づくり

1 健やかなところとからだを保つ

土台づくり

(1) 健康づくり・管理への支援	43
(2) 性と命が尊重される環境整備	44

2 すべての人が安らかに暮らせる

土台づくり

(1) 子どもへの支援	45
(2) 高齢者への支援	46
(3) 障がいのある方への支援	47

基本目標Ⅰ 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

Ⅰ－1 家族を思いやる意識づくり

【現状と課題】

家庭における男女共同参画は、一人ひとりの役割分担を家族で話し合い、男女がお互いを思いやる意識を持ち、個々の家族がその家族に合った生活スタイルで楽しく暮らせるよう、社会全体の理解と認識を深めるための機会を更に充実させることが必要です。

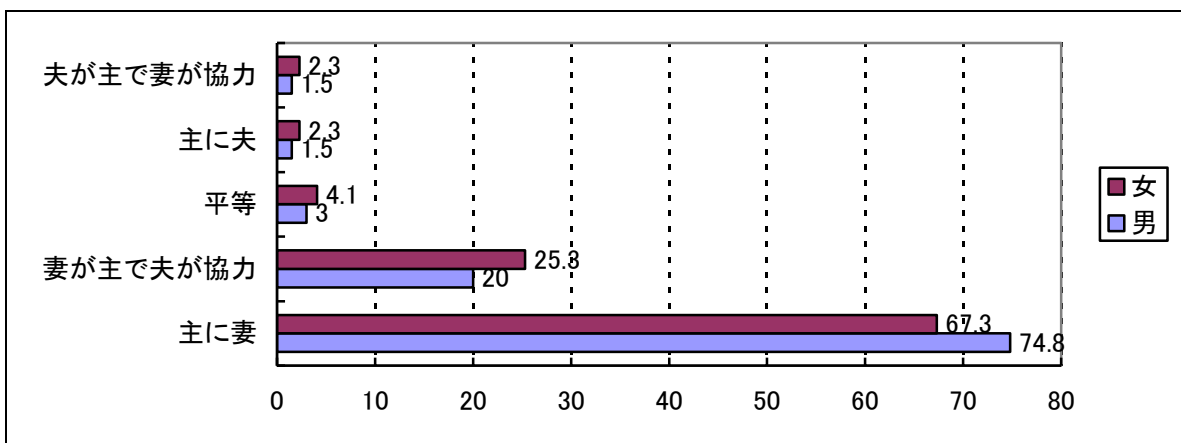
男女共同参画社会に関する市民意識調査（以下、市民意識調査という。）」では、食事の支度や片づけ、掃除、洗濯などの日常の家事は、以前よりも男性の協力が得られている状況が見られました。

家庭の中で「平等」と感じていると答えた方は5年前の調査とほぼ同じですが、「男性が優遇」と感じている方は、女性は男性より割合が多く、男性と女性では意識の差があるようです。乳幼児の世話などは「平等にしている」「夫が協力」という家族が少しずつ増えて、若い子育て世代では、理想的な役割分担に近づいているようです。

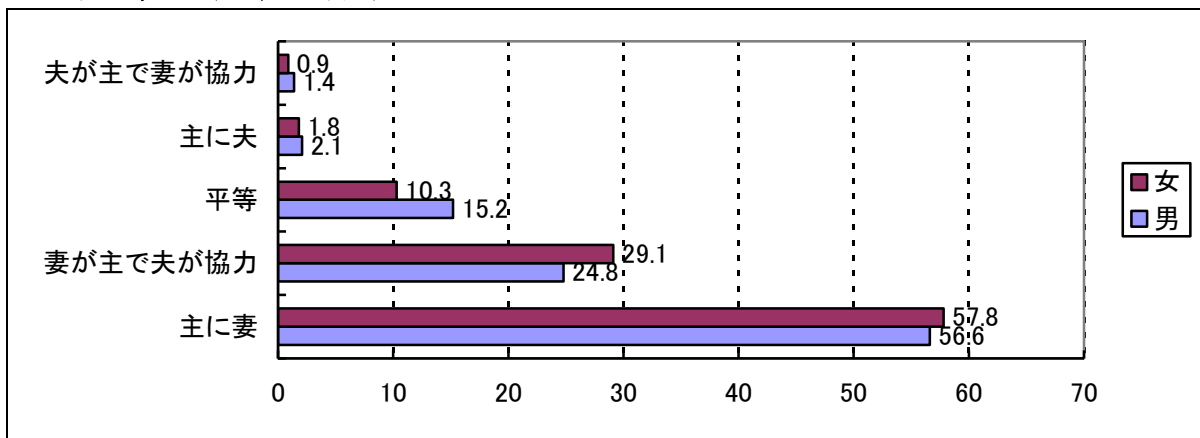
また、介護面については、5年前と比較すると残念ながらあまり変化がありませんでした。介護に携わる年代は、50代から60代が多いと思われませんが、「主に夫」が介護をしている家族が増えており、若干ではありますが男性の意識も変化していることがうかがえます。

市民意識調査の自由記入欄では、「最近の若い夫婦は、夫も家事、育児などに協力してくれる人が多くなってきていいと思います。これからも、もっと夫に協力してもらえるように広報活動に力を入れてもらいたいと思います。」という意見や、「私は、定年を過ぎて、介護の仕事を始めましたが、若い男の人がたくさん働いています。これからは、男の人、女の人と考えず、いろんな面でも平等になっていかなければならないと思います。早く平等な社会になってもらいたいです。」との意見が寄せられており、今後も男女共同参画社会に向け情報を発信していく必要があります。

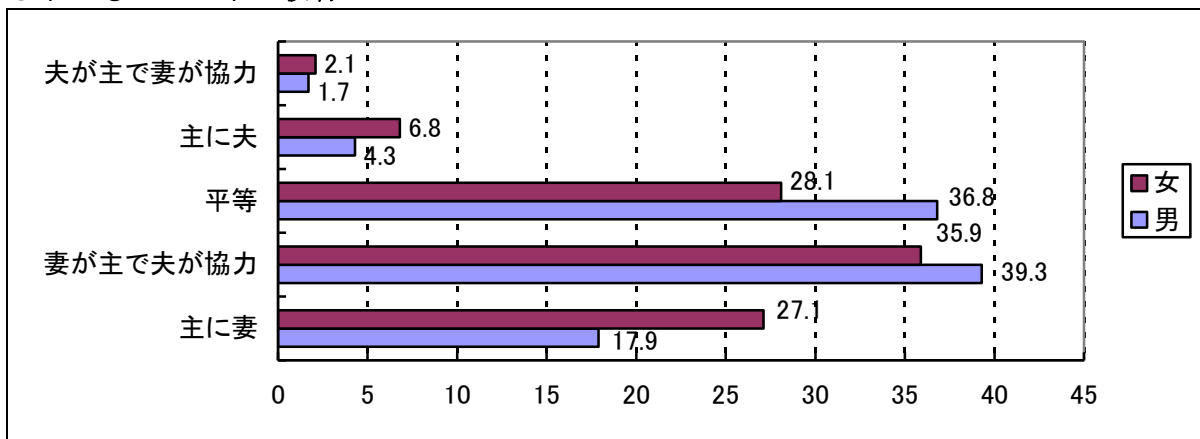
○食事を作る



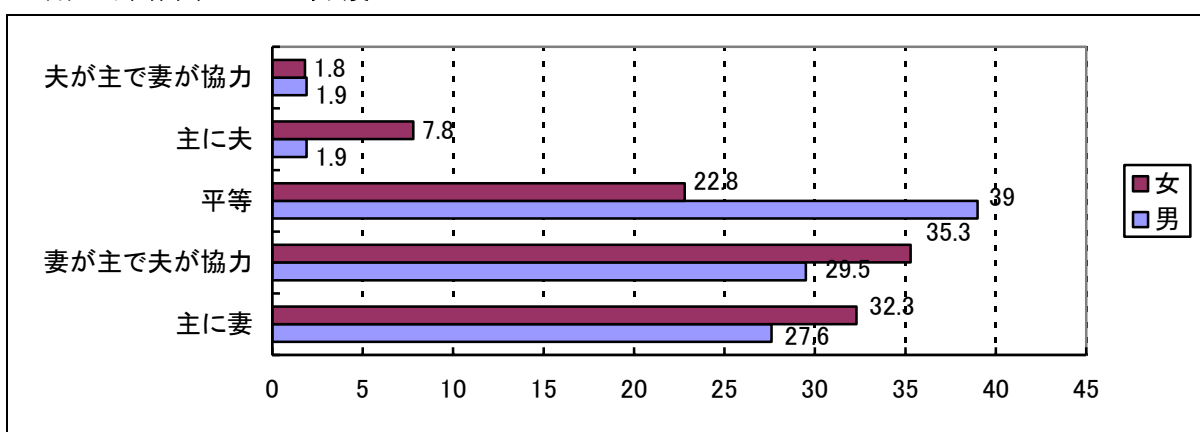
○日常の家事（洗濯・掃除）



○子どものしつけ・教育



○病人や高齢者などの介護



(1) 広報活動の充実

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆「男女共同参画の視点から公的広報の手引き」を活用した行政文書の作成	◇同手引きを広報紙等作成の際に活用する。	秘書広聴課 関係課	継 続
◆男女共同参画広報紙「じょうそう」の発行	◇女性団体じょうそう事業委員会の編集協力により、男女共同参画広報紙「じょうそう」の年1回発行を今後も継続し、更に内容の充実を図る。	市民協働課	継 続
◆市ホームページ上における男女共同参画に関する情報の提供と更新	◇男女共同参画に関する知識の普及・啓発のため、講座やセミナーなどの情報提供を行う。	市民協働課	拡 充

(2) 意識の啓発

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発	◇市職員と市民の合同研修会を開催。また、庁内だよりを発行し、職員の意識向上に努める。研修会、講演会、広報紙への掲載等一般市民にも積極的に意識の啓発に努める。	市民協働課	継 続
	◇学校生活全般においてあらゆる機会を通じて家族を思いやる心の育成を図っている。また、家庭環境に十分に配慮しながら道徳や学校行事の中で意識の高揚を図る。	指導課	継 続

	◇人権問題として啓発活動（イベント等で啓発用品を配布）を推進する。	人権推進課	継 続
◆P T A総会などにおける保護者に対する男女共同参画の啓発	◇常総市P T A連絡協議会の中に、女性ネットワークを組織し、情報交換や研修会を実施する。	生涯学習課	継 続
◆D V（ドメスティック・バイオレンス）問題の周知	◇広報紙や庁内だより等でD Vを正しく理解するための啓発を実施する。	市民協働課	継 続
◆D V防止啓発講座の開催	◇D V被害者を増加させないよう、高校生を対象にしたデートD V防止講座を開催し、正しい知識の習得を図る。	市民協働課	新 規
◆人権相談や市民相談、福祉相談などの窓口の周知	◇下妻人権擁護委員協議会常総市部会主催で、人権相談事業を年4回実施する。	人権推進課	継 続
	◇法律相談や行政相談、一般相談業務を実施する。	市民課	継 続
	◇生活費や医療費の相談に年間200件の実績、また、その他母子・障がいのある方等の各種相談業務、電話等による相談にも応じる。	社会福祉課	継 続
◆結婚相談、ふれあいパーティーの開催	◇少子化対策のため、ふれあいサポーターによる結婚相談や結婚促進に関する事業を継続して実施する。	市民課	継 続
◆関係課及び関係機関との連携強化と相談体制の充実	◇法務局等と連携し、日常において、人権擁護委員による相談業務を実施する。	人権推進課	継 続

	◇月 1 回要保護児童対策市町村支援事業会議を開催し、関係各課、保健所並びに児童相談所等との連携強化と相談体制の充実を図る。	社会福祉課	継 続
◆女性相談窓口の周知	◇月 1 回開設している女性相談窓口を今後も更に周知していく。	市民協働課	継 続

(3) 学習機会の提供

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆家庭教育学級などでの「出前講座」の充実	◇人権問題のひとつとして、男女平等の意識づくりに取り組みながら、充実を図る。	生涯学習課	継 続
◆小・中学生を対象とした男女共同参画出前講座の実施	◇小・中学校に出向き、男女共同参画社会の正しい知識を学ぶ講座を開催する。	市民協働課	新 規
◆男性を対象とした家事講座の開催	◇固定的性別役割分担意識の解消を目的とした、男性向けの家事講座を開催する。	市民協働課	新 規
◆市民・市内事業者を対象とした講演会の実施	◇男女共同参画の意識改革を目的とした講演会を市民団体と協働で行う。	市民協働課	新 規

I-2 地域で分かち合う意識づくり

【現状と課題】

私たちの生活のなかで、固定的性別役割分担意識に自分の考え方や行動を規制されることがあり、時に一方の性が優遇されていると感じることがあります。

市民意識調査で、地域社会の中では、「男性が優遇されている」と答えている人が前回に比べやや減っています。また、『しきたりや習慣』では「男性が優遇」と答えている人は前回からは、だいぶ減っています。

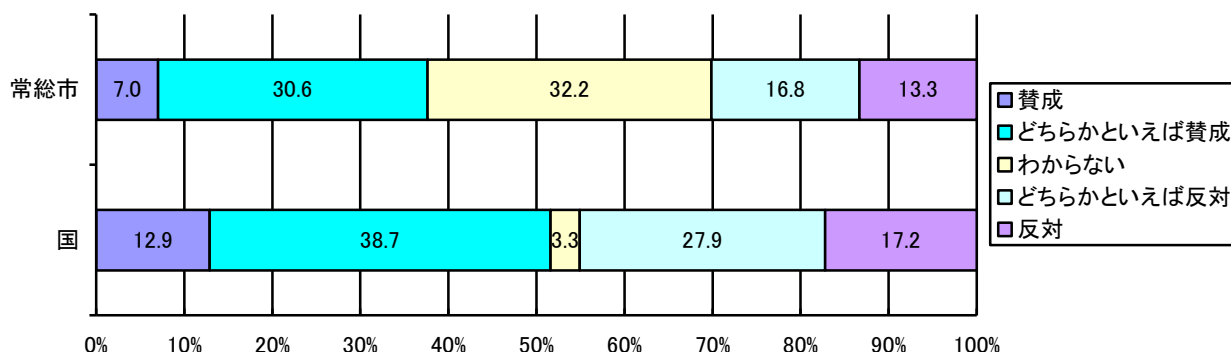
しかし依然として男性が優遇されていると思う人が多く、地域社会の中では、まだまだ、古い習慣にとらわれた性別による固定的な役割分担意識が残っているように思われます。

市民意識調査の自由記入欄には、「男女共同参画計画を策定して10年経過しましたが、私の住んでいる農村地帯では、まだまだ男女平等とは言えない地域性があります。家庭における男女共同はだいぶ浸透してきており、男女ともに協力し生活しているように思われます。」とあり、地域での格差があるようです。

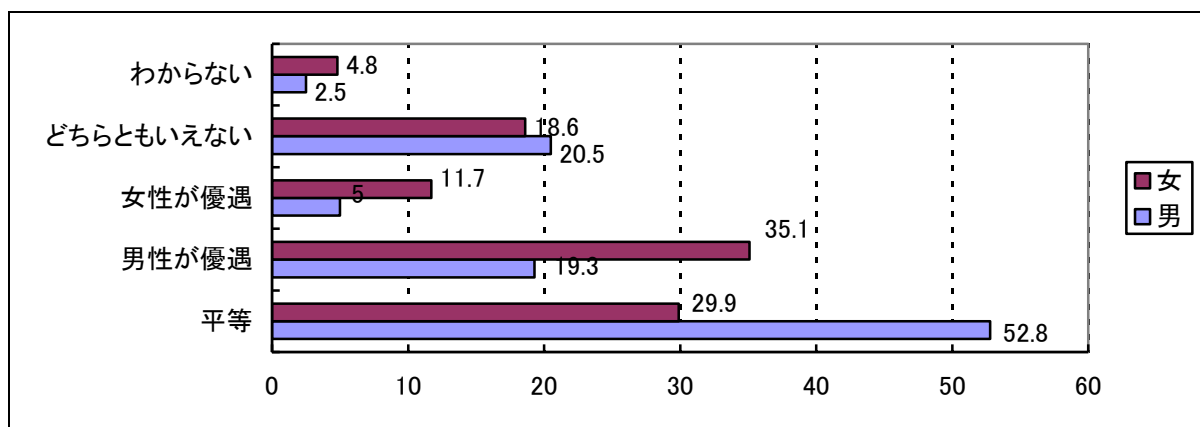
今後は、若い人達の地域活動参加を促し、地域社会の中の固定的な役割分担意識や、従来の社会通念や習慣等を見直していく必要があります。

固定的役割分担意識

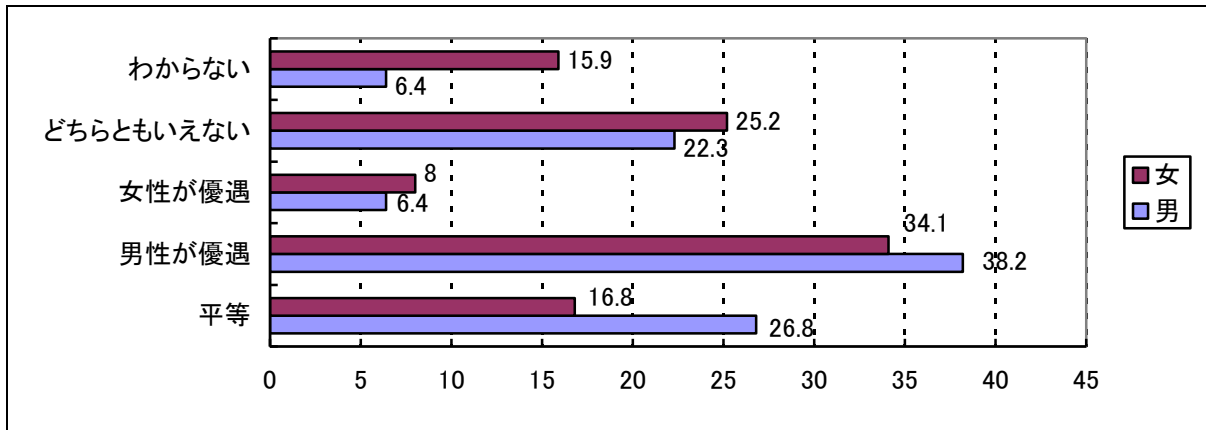
○夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



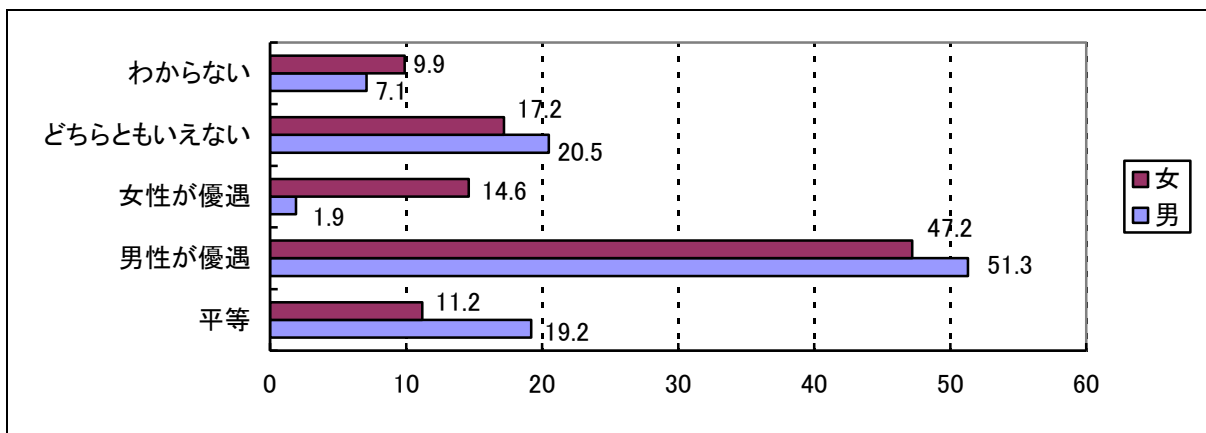
○家庭の中では



○地域社会の中では



○しきたりや習慣では



(1) 情報の収集と提供

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆男女共同参画関連図書の収集と企画展の実施	◇関連図書を図書館資料として所蔵する。また、特集コーナーを開設する。	図書館	継 続
◆男女共同参画学習機会の情報提供	◇講演会等の情報は、ホームページ等に随時掲載する。	市民協働課	継 続
◆市民意見の積極的な聴取と情報公開	◇男女共同参画市民意識調査の定期的な実施と結果の公表、常時市民の意見を収集できる体制を構築する。	市民協働課	継 続

(2) 学習及び成果発表機会の提供

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆地域住民との協働による地区公民館講座と地区公民館まつりの充実	◇地区公民館自主事業の実施や公民館講座を継続する。	生涯学習課	継 続
◆市民の声を活かした講座をつくるためのアンケートの実施	◇講座の申し込み時や、終了時にアンケートを実施する。	生涯学習課	継 続

(3) 社会通念や習慣の見直し

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆地域活動における固定的性別役割分担意識の解消	◇計画、立案の段階から女性が参画できるように、地域から意識改革を図る。	市民協働課	継 続
◆人権・同和問題講演会や研修会などを通じた人権意識の高揚	◇人権・同和問題に関する講演会を実施し、あらゆる人権問題に関する差別意識の解消に向けた啓発をする。	人権推進課	継 続
◆常総市人権施策推進基本計画の策定	◇人権啓発・同和問題の解決を重要課題として取り組んでいくために、「常総市人権施策推進基本計画」を策定する。	人権推進課	新 規

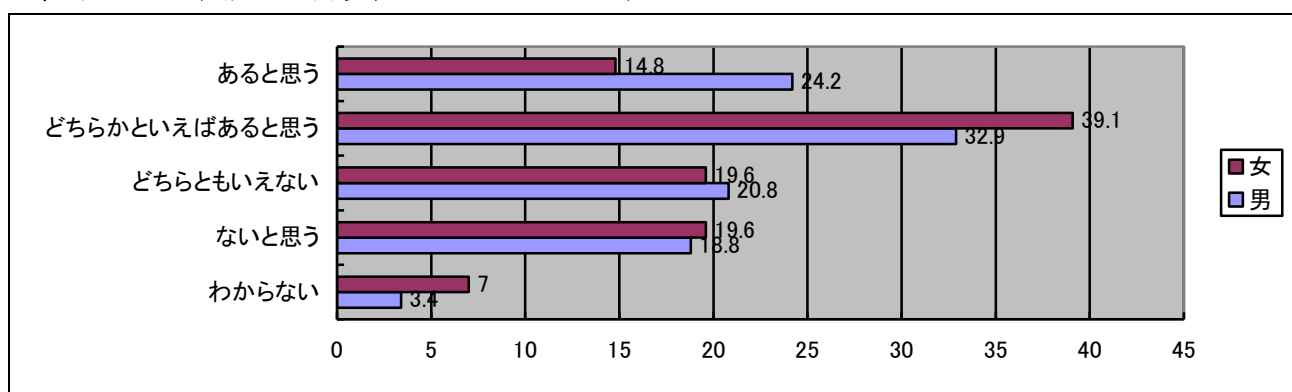
I-3 働く場で助け合う意識づくり

【現状と課題】

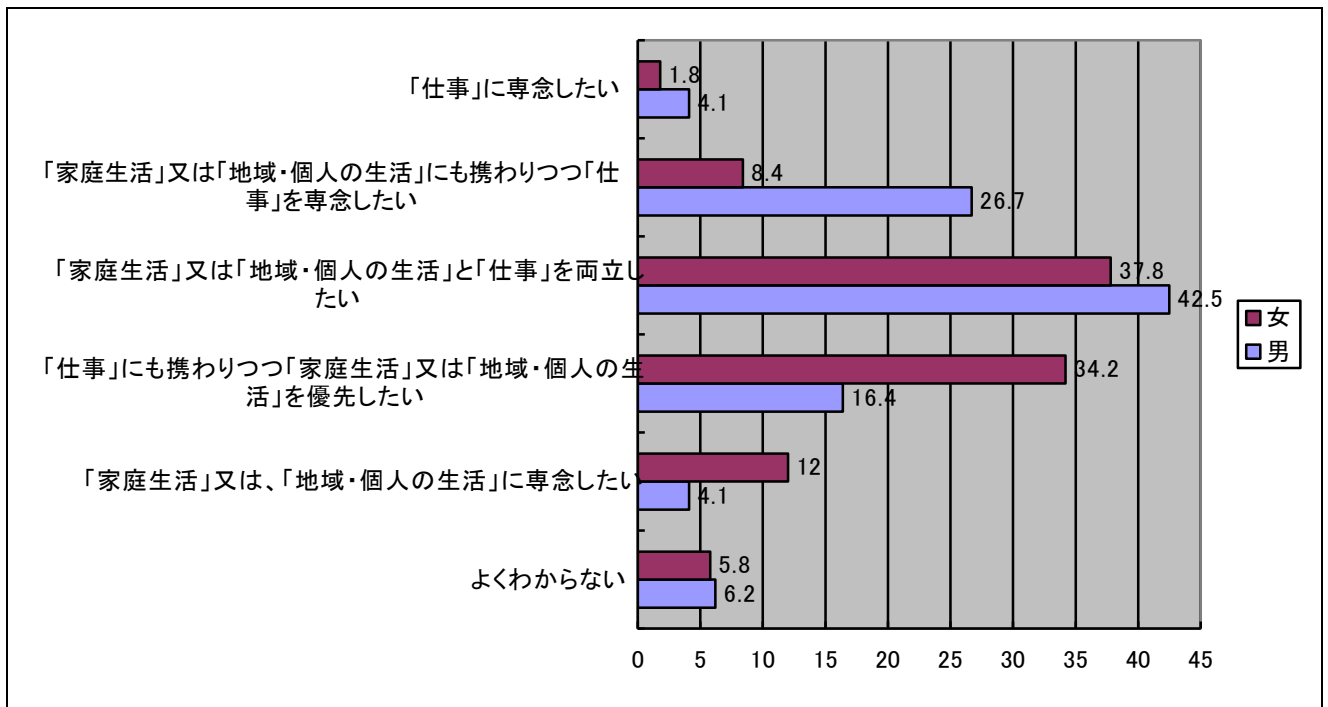
現代社会において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理想は、「仕事と生活を両立したい」と答えた男性が42.5%もいるにもかかわらず、実際は「仕事を優先している」と答えた男性が37.5%で「両立している」と答えた男性は14.6%でした。対する女性の理想は、「仕事と生活を両立したい」と答えた人が37.8%と最も高く、実際に「両立している」と答えた人が19.3%となっており、理想と実際の違いの差がありました。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を向上させ、十分に発揮することができ、仕事と家庭の両立に対する理解を深め、さらに職場における思いやりの心を育てる意識の改革を促す必要があります。

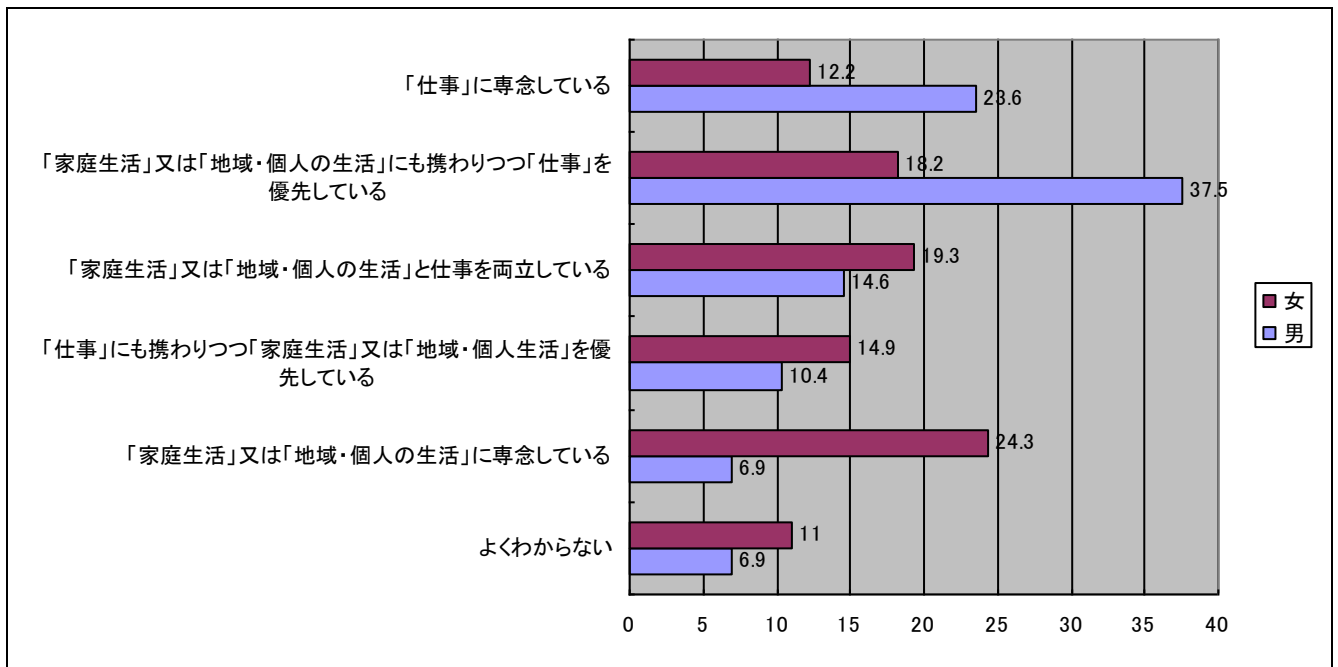
○仕事をこなす能力に男女差はありますか



○家庭と仕事との調和【理想】



○家庭と仕事との調和【実際】



(1) 情報の提供

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆市内事業所への情報提供	◇市内事業所に国・県等で取り組む推進施策に係る情報を提供し男女共同参画推進の啓発に努める。	市民協働課	継 続

(2) 働きやすい就労環境の整備

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆事業主及び労働者への仕事と家庭の両立に対する理解の促進	◇男女共同参画広報紙等を事業所に配布し、意識啓発に努める。	市民協働課 商工観光課	継 続
◆男女共同参画を推進する企業の表彰	◇県で実施している男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所の表彰（ハーモニー功労賞）への推薦をする。	市民協働課 商工観光課	継 続 継 続

(3) 庁内における職場環境の整備

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆市独自の職員研修の開催	◇年齢・階級別に職員の研修会を今後も定期的に開催し、意識の向上を図る。	市民協働課 人事課	継 続 継 続
◆研修会などによる育児・介護休業法の活用の促進	新規採用職員研修会で制度の内容を説明し、知識の向上を図る。	人事課	継 続
◆女性職員の管理職への積極的な登用	◇女性職員の係長への登用を積極的に進め、徐々に次のステップへと順次進め、女性管理職の登用率を上げる。	人事課	継 続
◆女性職員の外部研修への積極的な派遣	◇茨城県自治研修所等に女性職員を積極的に受講させ、幅広い分野で活躍できる資格と能力の向上を図る。	人事課	継 続

1-4 教育の場で育ち合う意識づくり

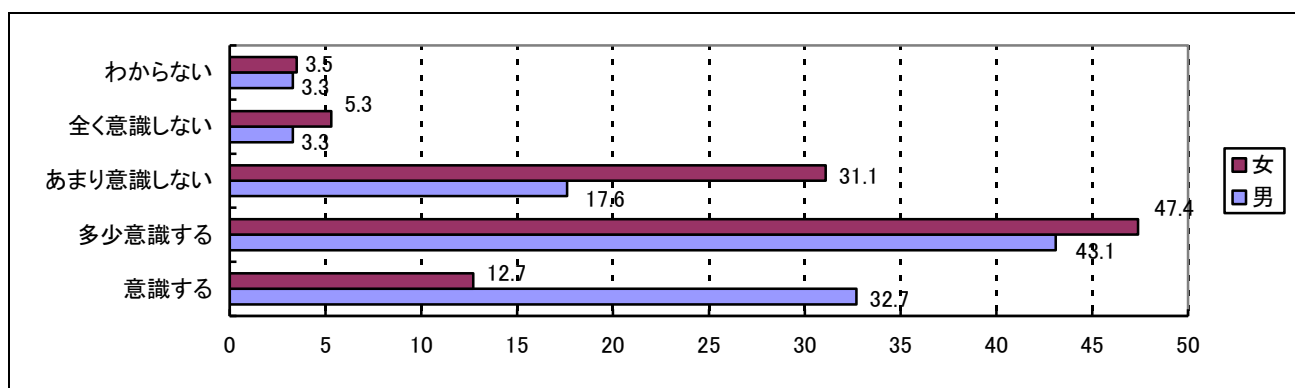
【現状と課題】

私たちは、幼い頃からの生活環境の中で、社会的性差（ジェンダー）の影響を受けて生活様式や行動を身につけてしまう場合があります。人権意識や男女平等感を育てるために、幼児・学童期での学校や家庭教育の果たす役割は非常に重要なものです。

市民意識調査では、子どもを教育する場合「女らしさ、男らしさ」を「意識する」は男性の32.7%、女性では12.7%となっており、男性の方が性差を意識していることがわかります。

市民意識調査の自由記入欄には「日本の社会の根底にある目に見えない男女差別がある限り、男女平等というのは程遠いと思います。親世代の概念は変えられないと思うので、これからの未来を担う子どもたちに教育をしていくべきだと思います。」との意見があり、教育現場での学習が求められています。

○男らしさ、女らしさについて



(1) 指導・支援体制の充実

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆一人ひとりの個性を活かす保育生活、学校生活の推進	◇児童の成長に合わせた保育を実施する。	子どもすくすく課	継続
	◇学習指導形態（グループ・ペア学習）指導形態（T T・少人数指導）などの工夫をする。	指導課	継続
◆男女共同参画を実践するための生活科、技術・家庭科、保健体育科授業の充実	◇家庭と仕事を両立できるよう、男女共同参画社会の一員としての心を育む授業内容の工夫や教員同士の授業研修を行う。	指導課	継続
◆関係各課との連携による性教育及び思春期保健指導等の充実	◇ゲスト・ティーチャーを活用して、保健師・栄養士が小中学校で思春期の性教育や食育を実施する。	指導課	継続

I-5 国際的視野を身につける意識づくり

【現状と課題】

国際社会において日本女性の社会参画はジェンダーギャップ指数によると、136ヶ国中105位と低くなっており、日本は男女が平等に教育を受けていても、女性の社会進出の割合は低く、その能力がいかされていないということになります。〔表6参照〕

国際社会における日本女性の社会への参画状況が、政治、行政、労働力、賃金とも低い水準であることが報告されています。

本市における外国人在住数は、県内でも上位となっており、外国人との交流の機会を通じて、お互いの文化や生活習慣、意識を理解し、国際的視野を身につけることが必要です。

(1) 国際交流・理解の促進

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆市内在住外国人との交流会の実施	◇民間やボランティア団体による交流事業・日本語教室などを支援する。	市民協働課	継 続
◆「ハーモニーフライト事業」への参加促進	◇国際的視野と指導力を持った女性リーダーを育成するため、県の海外派遣事業に積極的に参加するよう周知する。	市民協働課	継 続
◆ALTを活用した学校における国際理解の促進	◇市内幼稚園・小中学校にALTを派遣し、外国人とのコミュニケーションを図り、国際理解を深めているので、今後も継続して実施していく。	指導課	継 続

* ALT (Assistant of Language Teacher) とは、日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手の略。

■表 6

ジェンダーギャップ指数2013

世界経済フォーラムから毎年発表されている世界各国の男女格差に関するレポートで男女の格差を指数化し、各国を順位付けしている。上位ほど男女の格差が少ない。

(0が完全不平等, 1が完全平等を意味している)

順位	国名	総合スコア	経済活動の参加と機会のスコア	教育のスコア	健康と生存のスコア	政治への関与のスコア	2012年の順位
1	アイスランド	0.8731	0.7684	1.0000	0.9696	0.7544	1
2	フィンランド	0.8421	0.7727	1.0000	0.9796	0.6162	2
3	ノルウェー	0.8417	0.8357	1.0000	0.9697	0.5616	3
4	スウェーデン	0.8129	0.7829	0.9977	0.9735	0.4976	4
5	フィリピン	0.7832	0.7773	1.0000	0.9796	0.3760	8
6	アイルランド	0.7823	0.7450	0.9988	0.9737	0.4115	5
7	ニュージーランド	0.7799	0.7797	1.0000	0.9697	0.3703	6
8	デンマーク	0.7779	0.7639	1.0000	0.9739	0.3738	7
9	スイス	0.7736	0.7681	0.9919	0.9733	0.3610	10
10	ニカラグア	0.7715	0.6218	0.9996	0.9758	0.4889	9
11	ベルギー	0.7684	0.7367	0.9918	0.9787	0.3664	12
23	アメリカ	0.7392	0.8185	1.0000	0.9792	0.1593	22
45	フランス	0.7089	0.6690	1.0000	0.9796	0.1870	57
61	ロシア	0.6983	0.7204	0.9984	0.9791	0.0951	59
69	中国	0.6908	0.6752	0.9880	0.9398	0.1604	69
105	日本	0.6498	0.5841	0.9757	0.9791	0.0603	101
109	アラブ首長国連邦	0.6372	0.4672	1.0000	0.9612	0.1206	107
111	韓国	0.6351	0.5036	0.9592	0.9730	0.1046	108
125	エジプト	0.5935	0.4426	0.9199	0.9768	0.0348	126
136	イエメン	0.5128	0.3577	0.698	0.9727	0.0227	135

*136ヶ国中、1位は5年連続アイスランドで、最も男女が平等に近い国となり、2位フィンランド、3位ノルウェー、4位スウェーデンまでは前年と順位が同じで、欧州が上位を占める。日本は105位で、前年の101位、前々年の98位に続いてランクダウンした。日本は教育および政治への関与において前年よりスコアが低下した。

基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

Ⅱ-1 家庭で進める環境づくり

【現状と課題】

これまで女性の負担となってきた育児や介護などについては、若い世代では男性の理解と協力も得られ、家庭の中では家事に対する認識が少しずつ変化しているように思われます。

しかし、「女は家庭・男は仕事」という固定的役割分担意識が強く残っており、女性の正規雇用者の数が増えていない、という現状があります。さらに、長時間労働や休日出勤などの勤務状況により、理想と現実の違いが生じ、仕事と家庭の両立が困難になってしまい、女性が希望しても昇格を望めないという現状があります。

市民意識調査の自由記入に「何でも男女平等が良いとは思わない。男女問わず各個人の性格にもよるので、家庭で相談することだと思う。」「働きたい女性は働いた方が良く、家をきちんと守りたい人は家事を優先させるべき。その人がやりたいようにできる環境があればよい。」「ワーク・ライフ・バランスも一般的には難しいと思われる。であれば、もう少し身近にお互いの家族・職場の中で協力し合えること等具体的な啓蒙が必要ではないか。」との意見がありました。

これらのことから、固定的な性別役割分担意識に左右されず、男女ともにいろいろな生き方ができる社会を築くためには、その社会の基礎となる家庭の中から改善することが必要であると言えます。

(1) 家事への参画促進

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆ごみ問題に取り組むための勉強会の実施	◇家庭内の環境意識の啓発活動として3R（リサイクル・リユース・リデュース）の促進と周知を図る。	生活環境課	継 続
◆男性の家事・育児を対象とした事業の実施	◇市内の団体等と協力し、小学生と男性保護者を対象とした料理教室等を開催し、男性の積極的な家事・育児参加を促す。	市民協働課	継 続

(2) 子育てへの参画促進

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆子育てサークルの育成及び活動への充実	◇新生児訪問や乳幼児健診、また民間の子育てサークルも含めて各教室で子育て支援を行う。	保健推進課	継 続
	◇更生保護女性会のメンバーと連携をとりながら、総合福祉センターの「おやこのひろば」を活用して支援を行う。	社会福祉課	継 続
◆子育て講演会の開催	◇「食育」の大切さを知ってもらうための講演会・「子育て支援」に関する講演会を実施する。	子どもすくすく課 (子育て支援センター)	継 続
◆保護者を対象とした子育て相談の充実	◇就学指導の一環として、児童サービスセンターと協力した子育て相談業務を実施する。	指導課	継 続
◆託児付き講座・教室の実施	◇ボランティアによる託児付き講座・教室の実施及び託児室設置を検討する。	生涯学習課	継 続

(3) 介護への参画促進

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆男女で参加できる介護教室の充実	◇市内の介護保険事業所及び医療機関に委託し，家族介護教室を開催する。	介護長寿課	継 続
◆介護家族ネットワークの育成及び活動への支援	◇在宅で介護している家族を支援するための，ネットワークを構築し，高齢者虐待防止・権利擁護事業等について，啓発事業を実施。地域包括支援センター等窓口相談や通報への対応をする。	介護長寿課 いきいき支援課(地域包括支援センター)	継 続
◆介護ヘルパーの育成及び男性ヘルパー活用の促進	◇ホームヘルパー研修受講支援事業において，介護職員初任者研修受講者への受講費用の一部を助成，男性受講者の増加を図る。	介護長寿課	継 続

Ⅱ-2 地域で進める環境づくり

【現状と課題】

「地域」は家庭とともに、人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進の取組は男女共同参画社会の実現にとって重要な鍵となっています。

男女共同参画社会基本法の制定から14年が経ち、様々な領域で女性が活躍する場面が増えるなど、男女共同参画社会の実現のための取組は着実に進められつつあります。

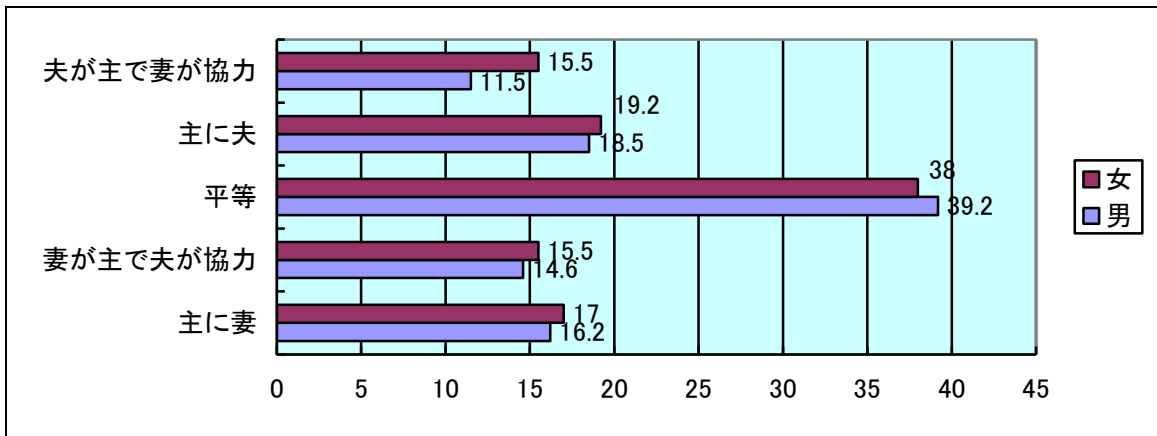
今後「地域」において、一人ひとりが男女共同参画の取組を推進し、課題を解決する、そのような主体的な取組を多様な主体と連携・協働しながら積み重ねていくことにより、地域が活性化され、ひいては、性別や世代を超えて、すべての人々が喜びや責任を分かちつつ、個人が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することが可能となるのではないのでしょうか。

今回の市民意識調査で、地域活動への参加については、男性39.2%、女性33.0%の方が「平等に参加している」と答えているにもかかわらず、地域社会の中では、依然として「男性が優遇されている」と答えた方が多く占めています。

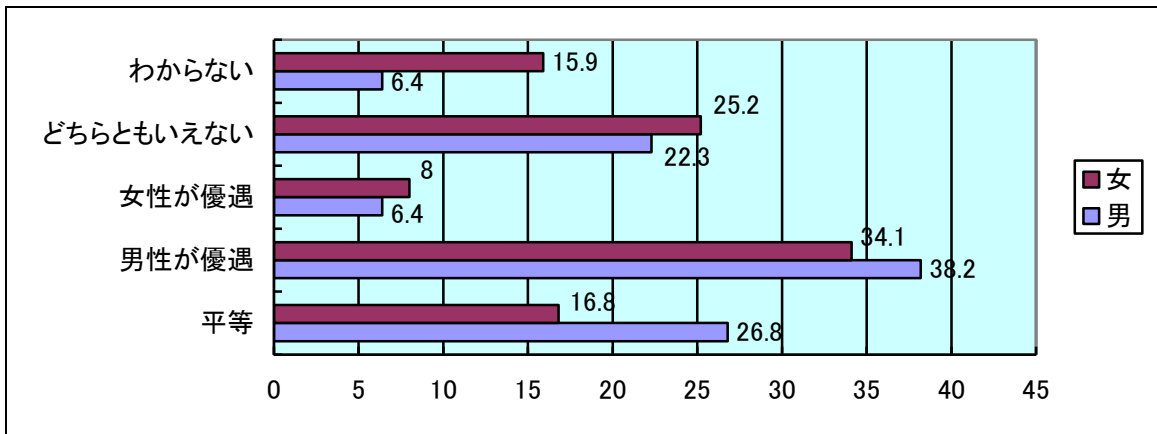
また、PTA活動やボランティア活動などにおいて、男女とも平等に参加活動しているにも関わらず、役員名には、依然として男性の名前が多いように見受けられます。

これまで、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する広報・啓発活動などの取組を推進してきた結果、人々の意識は少しずつ変化しつつあるが、諸外国に比べても、固定的な役割分担の意識はまだ根強いのが実態であります。

○地域活動への参加



○地域社会の中での男女の地位



(1) 人材の育成と活用

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆リーダーの育成	◇女性人材育成のためのリーダー養成講座へ参加する。	市民協働課	継 続
◆あらゆる分野における女性の 人材発掘及びリストの作成 と活用	◇有資格者リストの作成と、配置 などの際に活用をする。	人事課	継 続
	◇保育士資格者リストを作成し、 保育士や学童クラブ指導員等へ の人材登用の働きかけを実施す る。	子どもすく すく課	継 続
	◇さまざまな分野のボランティア 講師を募集し、活用している。	生涯学習課	継 続
◆農業分野におけるリーダー 育成	◇女性農業士など農業における 女性リーダーの育成及び活動へ の支援をする。	農業委員会	継 続

(2) 活動の機会提供と促進

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆各種審議会・委員会への女性 登用の促進	◇女性登用率 35%を目指し、女性 人材リストにより関係課に推薦 者を紹介し、登用率アップに努め る。	市民協働課 (関係各課)	継 続
◆女性人材リストの作成	◇女性の人材リストを作成し、女 性の視点や、アイデアを様々な場 面に取り入れるため、各種審議会 等に推薦する。	市民協働課	新 規

◆市政懇談会における女性の参画促進	◇女性団体じょうそう事業委員会との市政懇談会を実施する。	秘書広聴課	継 続
◆女性団体の育成及び団体間交流への支援	◇市主催の研修会や学習会、また、県や近隣市町村主催の講演会等に積極的に参加し、自主的な運営ができるように継続して指導する。	市民協働課	継 続
	◇交通安全母の会や婦人防火クラブ等で、県内外での研修等への参加。今後未組織地区の分会発足・育成等の支援をする。	安全安心課	継 続
	◇地域女性団体連絡会の活動支援をする。	生涯学習課	継 続
	◇母親クラブの活動やPRの支援をする。	子どもすくすく課	継 続
	◇ママさんバレーボール団体による各チームと交流大会を開催し、団体間の交流を図る。	スポーツ振興課	継 続
	◇日赤奉仕団・遺族会女性部に対する、研修や事業実施の協力をする。	社会福祉課	継 続
	◇生活改善グループ連絡協議会への協力と支援を行う。	農政課	継 続
◆女性消防団員の入団促進	◇女性団員は火災予防・応急手当・地域交流・消防団活動の普及啓発を主に期待され、一人暮らし高齢者宅や幼稚園・保育所に訪問して火災予防啓発など訪問活動を行っている。	安全安心課	継 続

◆各種まつり・イベント事業への男女の参画促進	◇各種イベントに女性団体の参加を積極的に働きかけ、女性の意見を尊重したイベントを推進する。	商工観光課	継 続
◆生涯学習講座におけるボランティア講師の育成と活用の促進	◇生涯学習を通して結成された自主サークルの中から、講座の講師を募集し、講師として活用を促進する。	生涯学習課	継 続

Ⅱ－３ 働く場で進める環境づくり

【現状と課題】

男女雇用機会均等法、パートタイム労働法の改正等、法制面での充実が図られる中、法律や、制度の浸透を図るとともに、ポジティブアクションの一層の推進等により女性が意欲を持って就労継続するための環境整備の取組を推進することが課題となってきました。

また、近年、パートタイム労働者等の非正規労働者が増加するなか、均衡処理の確保や希望する者への正規雇用の転換の推進等も課題となっています。

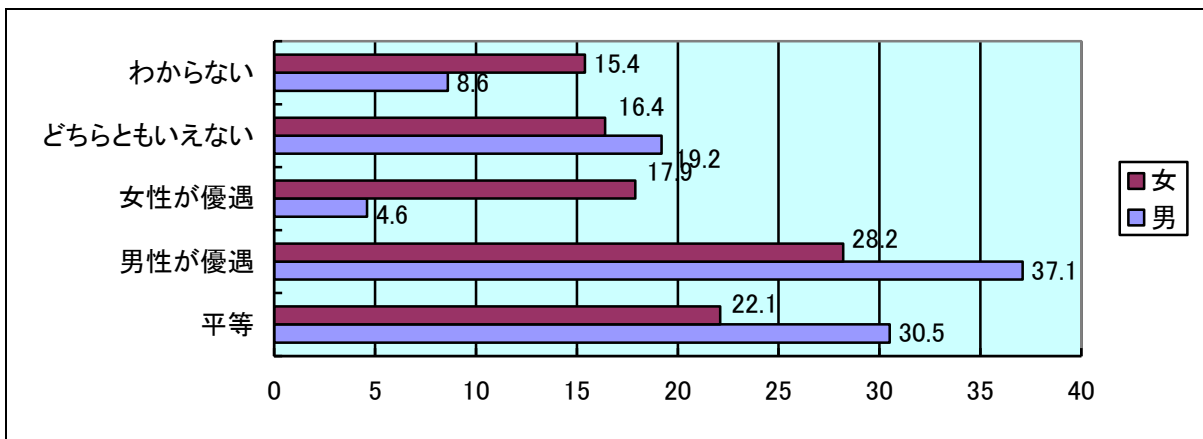
出産・育児のために離職した女性の再就業については、子育てしながら能力向上や求職活動が難しいこと、一定期間のブランクを克服して円滑に職場復帰をすることが難しいこと、子育てしながら働きやすい条件での就業を希望する女性と、求人側のニーズが一致しないこと等が原因で本人が希望する仕事につきにくいという状況にあります。

市民意識調査では、職場の中で「男性が優遇されている」と答えた人が男性で37.1%女性で28.2%います。昇進・昇格に男女差があり、女性の賃金が安い等、男性よりも女性の方が不利な状況に置かれていると感じているのは女性の方が多く、「平等」と答えた人は、全体で25.7%（前回25.9%）でした。また、女性が仕事を続けていくうえで、育児や家事・介護との両立が困難であることが最も多くあげられています。

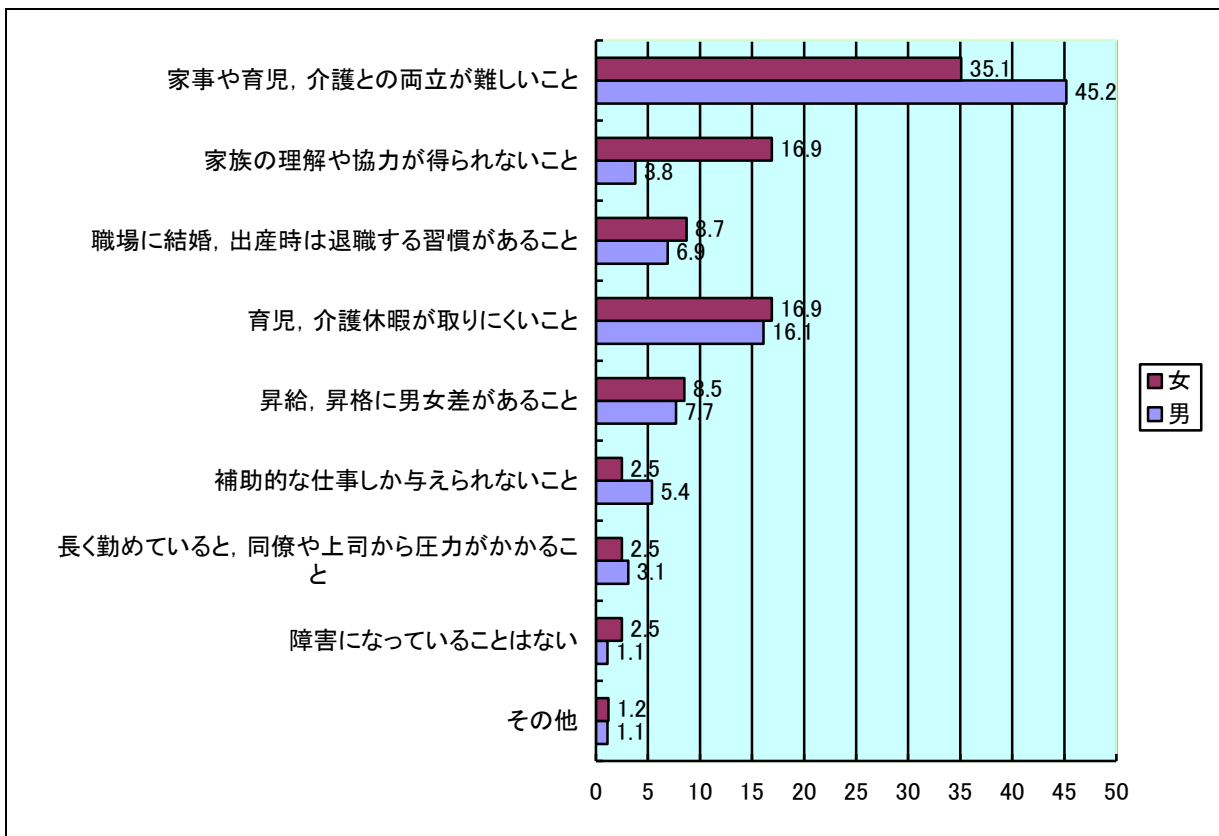
仕事と家庭の両立支援策を充実させるため育児・介護休業法が制度化され、更に充実するために改正されてはおりますが、実際の休業取得者の割合は、男女ともに低下している傾向にあります。現実には、職場の人員削減や家庭の経済状況など休業取得が難しい様々な問題があるようです。

仕事と家庭の両立しやすい職場作りは、企業にとっても優秀な人材の確保・育成・定着につながるなどのメリットがあることを事業主に理解していただき、子育てや介護などの時間的制約を抱えている人への職場環境を整えていく必要があります。

○職場では、どちらが優遇されていると思いますか



○女性が仕事を続けて行くうえで、障害となっていることは何だと思えますか



(1) 多様な働き方への支援

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆家族経営協定の普及及び締結の促進	◇農業経営と農家経営が次世代に継承されるよう家族経営協定の普及及び締結を推進し充実を図る。	農政課 農業委員会	継 続
◆特産品加工など女性農業従事者の活動への支援	◇水海道地区と石下地区それぞれが、野菜・農産物加工品等の直売を行っているので、今後も支援する。	農政課	継 続
◆経営能力向上研修会の実施など商工会女性部活動への支援	◇講習会や講演会等の開催による支援する。	商工観光課	継 続

* 家族経営協定とは、家族農業経営をよりよいものにするために、労働時間、労働報酬、休日等について文書により取り決めを行い、それぞれ自覚を持って経営に参加することを目的に締結するものです。

(2) 家庭などとの両立への支援

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆保育内容の充実	◇未満児保育・延長保育・一時保育・学童保育など多様な保育施策を充実させる。	子どもすくすく課	継 続
◆就職活動のための保育の実施	◇求職活動に専念できるよう支援していく。	子どもすくすく課	継 続
◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	◇事業所に対し、先進的取組事例などの紹介・情報提供をすることにより、働きやすい職場環境づくりの意識高揚を促進する	市民協働課	新 規

(3) 庁内における男女の職域拡大

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆性別にとらわれない採用，研修，配置，昇進などの人事管理の推進	◇適材適所の人事配置など，職員の能力開発に効果的な人事異動の実施に努め，女性職員の登用拡大を推進する。	人事課	継 続

II-4 教育の場で進める環境づくり

【現状と課題】

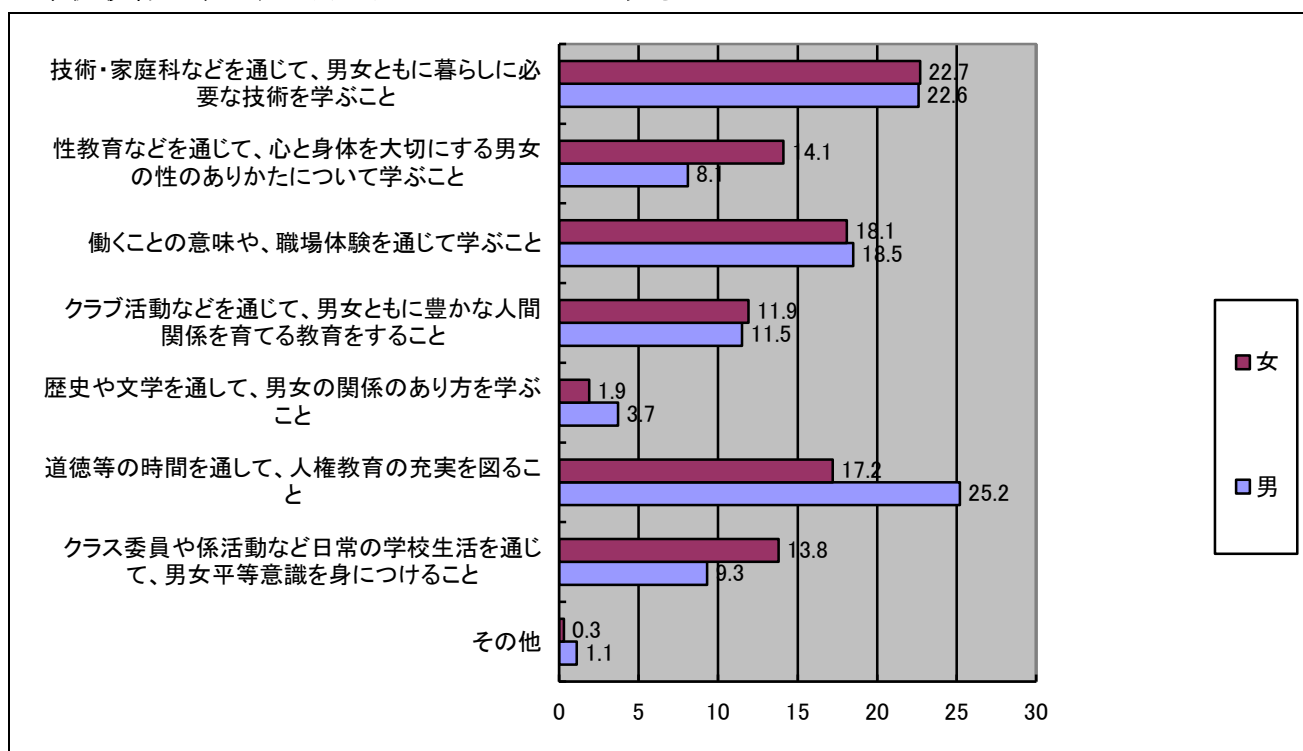
市民意識調査では，男女が対等な関係で協力しあって暮らす社会を作るために，学校教育の中で特に力を入れてほしいことを尋ねました。

全体では，「技術・家庭科などを通して，男女ともに暮らしに必要な技術を学ぶこと」が1番に挙げられ，「道德等の時間を通して，人権教育（男女平等教育）の充実を図ること」が2番に挙げられています。

自由記入には，「進学や社会に出た時，意見を言う，交渉するなどの機会に役立つように，自分自身に自信がつくような意見交換をする授業を多く取り入れる」などが必要との意見がありました。

現在，学校での男女平等の意識は高く，学級委員や生徒会役員なども男女の区別なく選ばれています。幼いころから，子どもたちが自分の個性や能力を発揮していく中で，性別にとらわれず，いろいろな生き方ができるような教育が必要です。

○学校教育の中で特に力を入れてほしいと思うもの



(1) 保育・教育内容の充実

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆性別にとらわれない進路指導の充実	◇児童生徒が性別にとらわれず、個性を活かして主体的に行き方を選択し、自立して生きることのできるよう進路指導の充実に努める。	指導課	継 続
◆あらゆる機会を通じた男女共同参画学習の充実	◇学校生活における様々な場面において、常に男女平等の意識づくりとお互いに協力し合う心の育成を念頭において今後も指導に当たる。	指導課	継 続
◆生徒集会を活用した人権尊重の意識啓発の充実	◇小中学校において実施している集会活動の中で「なかよし集会」「国際交流集会」「お年寄りとの交流集会」等で、児童生徒の人権意識の啓発に努める。	指導課	継 続

(2) 学校生活の充実

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆男女がお互いの性を尊重し、共同参画できる生徒会活動や学校行事等への支援	◇県のハートいっぱい運動や、さわやかマナーアップ運動により、男女が協力し合う生徒会活動の充実に努め、「あいさつ運動」や「ボランティア活動」等への支援に努める。	指導課	継 続

II-5 国際社会で進める環境づくり

【現状と課題】

本市は、外国人住民数がつくば市に次いで県内2番目に多く、ブラジルショップ、ブラジル銀行なども立地し、国際化社会を身近に感じることができます。

地域における男女共同参画を推進するためには、グローバルな視点を持ち、国際的な活動と連携することも重要であり、国境を越えて、人々が互いの現状について情報交換し、相互理解を深め、連帯感を共有することは、視野を広げ刺激を与え合い互いの行動を促すことにつながります。

男女共同参画の推進に関わる国際的な課題として、人身取引の撲滅等女性の人権にかかわる問題、女性の貧困の問題、母子保健等女性の健康に関わる問題等があります。

今後、外国人との交流などを通じ、お互いの文化や生活習慣の違いを理解し、国際社会に対応できる市民を育成し、外国人も一緒に生活していくうえで、住みやすい環境を整えるため、市民との協働で在住外国人への支援を行う必要があります。

(1) 国際社会としての整備

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆外国人のための生活相談事業の充実	◇一般相談として、国籍に関係なく相談を受け対応する。	市民課	継 続
	◇20年4月から、女性相談窓口を開設、国籍に関係なく対応ポルトガル語の通訳者が必要に応じて各種相談に立ち会っている。	市民協働課	継 続
◆市民ボランティアによる日本語教室・交流事業等への支援	◇外国人児童生徒が多く在籍する小中学校に、外国人指導補助員を配置し、授業の支援及び、外国人保護者と学校の間で通訳・翻訳業務を行う。	指導課	継 続

基本目標Ⅲ お互いに支えあうための土台づくり

Ⅲ-1 健やかな心とからだを保つ土台づくり

【現状と課題】

近年、少子高齢化社会が進み、健康づくり、介護予防事業、また、次世代育成事業などの施策推進が求められています。いつまでも、わたくしたちが元気で生活し続けるためには、心身ともにストレスのない社会が求められており、なにより健康維持が重要となっています。

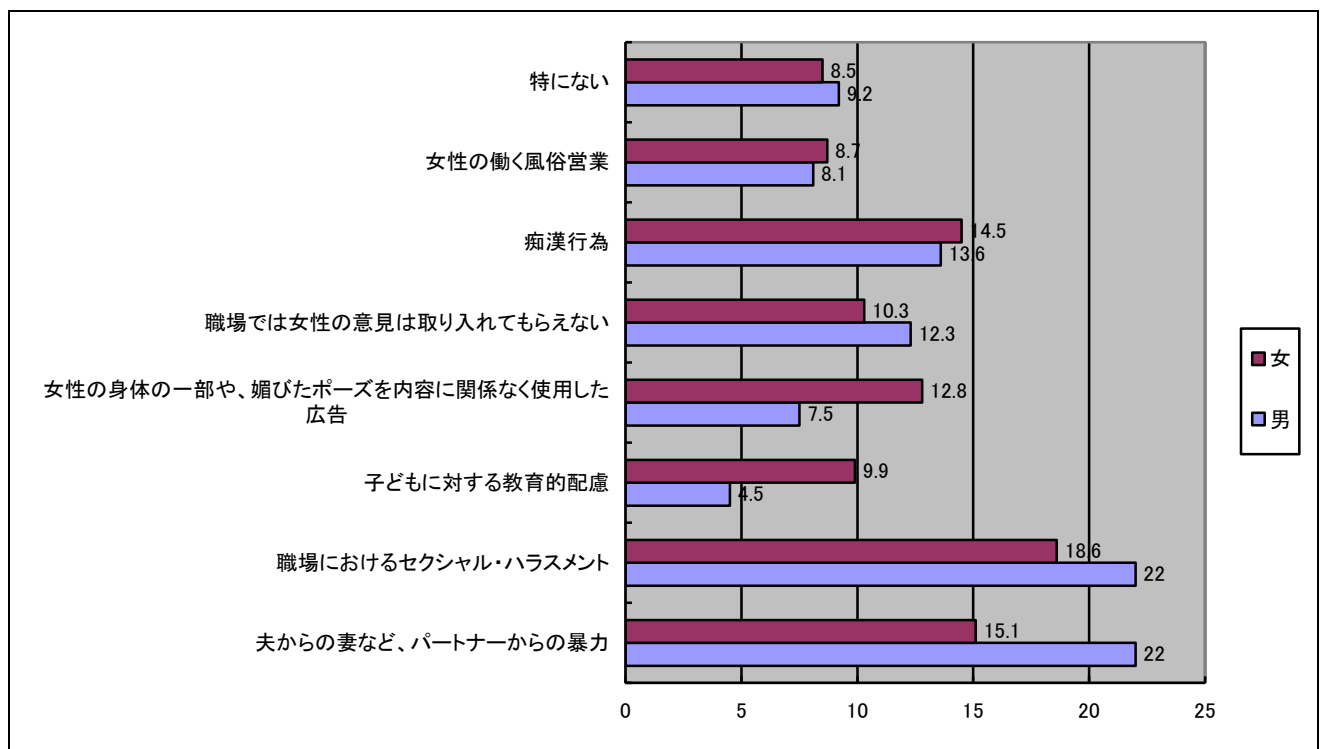
自ら健康をつくるという意識を促すとともに、女性、男性の身体の違いに対する理解を促し、性別や年齢別にあわせた市民の主体的な健康維持・管理への支援を行う必要があります。

市民意識調査の人権については、「職場におけるセクシャル・ハラスメント」や、「パートナーからの暴力」が女性の人権問題になっていると、答えた方が多くみられました。昨今、配偶者や交際相手からの暴力などの事件も多く報道され、殺人等の事件にまで及ぶ場合もあることから、行政としての支援体制も重要になってきています。

また、被害があったにもかかわらず、どこにも相談しなかった方が2割以上もおり、さらには行政の相談窓口や、弁護士などの専門機関に相談した方は、わずかとなっていました。

心身の健康を維持するために、どんなことでも気軽に相談できる環境づくりや、相談内容に応じた柔軟な対応をとることが出来る体制づくりが必要です。

○女性の人権が尊重されていないと思うもの



(1)健康づくり・管理への支援

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆各年代にあわせた各種健康診査の充実	<p>◇39歳以下の市民を対象に成人病検診を実施し、若年層からの生活習慣病の予防・早期発見を図る。がん検診は、市民が受診しやすい検診体制を図り、集団検診の他に委託医療機関での個別検診を実施する。</p> <p>◇国民健康保険加入者で30歳以上の人間ドック・脳ドック検診受診者の費用補助及び40歳以上の特定健康診査・後期高齢者医療制度健康診査を実施、健診結果により特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの重症化予防に努める。</p>	<p>保健推進課 (保健センター)</p> <p>健康保険課</p>	<p>継 続</p> <p>継 続</p>
◆関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実	<p>◇健康づくり推進協議会・介護保険運営協議会・食生活改善推進員連絡協議会・シルバーリハビリ体操指導士連絡協議会や、関係各課と連携をとり市民の健康保持・増進のための教室・相談・講演会等を実施する。</p> <p>◇各種スポーツ大会及び教室を開催し、事業の充実を図る。</p> <p>◇市民歩く会やグランドゴルフ大会等、健康づくり事業の推進を図る。</p> <p>◇食生活改善推進員連絡協議会の協力により、生活習慣病予防食講習会を各地区で実施し、地域の生活習慣病予防の推進を図る。</p>	<p>保健推進課 (保健センター)</p> <p>スポーツ振興課</p> <p>スポーツ振興課 健康保険課</p> <p>生涯学習課 保健推進課 (保健センター) 健康保険課</p>	<p>継 続</p> <p>継 続</p> <p>継 続</p> <p>継 続</p>
◆食生活改善推進員活動における男性会員の加入促進	<p>◇現在は女性会員のみであるが、将来的には男性会員の養成を検討する。</p>	<p>保健推進課 (保健センター)</p>	<p>継 続</p>

(2) 性と命が尊重される環境整備

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆人権尊重教育における性の大切さを意識する教職員研修会の実施	◇学校人権教育の一環として、各小中学校において、校内研修を充実するとともに市人権教育研修会への全職員参加や各種研修会・講演会の参加報告等、職員の人権意識の高揚に努める。	指導課	継 続
◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理解の促進	◇乳幼児訪問や健診・相談の際、家族計画を含めた女性の妊娠・出産・育児を支援する。また早期教育の観点から、思春期体験学習を含め、指導課と連携を保ちながら検討する。	保健推進課 (保健センター)	継 続
◆DV防止基本計画の策定	◇DV防止法の改正により、市町村に基本計画の策定が努力義務となったことから、計画策定について検討する。	市民協働課	新 規
◆DV被害者支援体制の構築	◇年々増加傾向にあるDV被害者を支援できる人材を育成するための研修会を開催する。	市民協働課	継 続

* リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、「女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考えです。

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・国際会議において提唱され、翌年の第4回世界女性会議に引き継がれた概念で、性と生殖に関わるあらゆることについての健康(身体的・精神的・社会的に完全に良好な状態であること)と権利をさし、健康が保障され、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

Ⅲ-2 すべての人が安らかに暮らせる土台づくり

【現状と課題】

私たちは、女性の人権同様、子どもや高齢者、障がい者の人権を尊重しなければなりません。

あらゆる機会において、男女平等に根ざした教育が幼いときから家庭・学校・社会において行われる必要があります。そして、子どもがのびのびと育つことができる、また、高齢者や障がい者が住み慣れた場所で生活し続けることができる環境を整えていく必要があります。

地域での子育て、高齢者、障がい者支援に積極的に取り組む社会を目指します。

(1) 子どもへの支援

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆ひとり親家庭への支援の充実	◇母子寡婦協議会への支援及び母子・父子家庭の集い事業を支援する。	社会福祉課	継 続
◆子どもと大人及び障がい者全ての交流活動の充実	◇「ひとりぼっちを作らない」を実践する子どもを育てる交流会。大人も子どもも障がいのある人もない人も一緒に毎週土曜日に活動する水海道シティハイツでの「みんなの広場」での活動を支援する。	社会福祉課	新 規
◆子どもの人権を尊重するための相談体制の充実	◇適応指導教室を開設し、相談活動体制の充実を図る。	指導課	継 続
◆子ども会やスポーツ少年団との子どもの活動の充実	◇地区子ども会育成支援に努め、子どもまつりを実施するなど、活動の充実を図る ◇青少年の心身の健康づくりをキーワードとし、スポーツ少年団によるリーダー研修会(キャンプ)を実施する。	生涯学習課 スポーツ振興課	継 続 継 続
◆青少年健全育成活動の充実	◇青少年相談員による街頭指導活動や青少年市民会議による社会環境整備一斉活動等を実施しながら、青少年の健全育成を図る。	生涯学習課	継 続
◆子どもを守る体制の充実	◇子どもを守る防犯ボランティアへの協力を依頼する。	生涯学習課	継 続
◆乳幼児医療費支給対象年齢の拡大の検討	◇幼児の医療費支給対象年齢が25年4月から中学3年生まで引き上げられ、所得制限の撤廃を行い、すくすく事業を支援する。	健康保険課	継 続
◆関係機関との連携による小児医療体制の充実	◇休日や夜間における小児救急患者の医療を確保するために、協力病院が輪番制で診療を分担し、いつでも安心して救急医療が受けられるよう支援する。	保健推進課 (保健センター)	継 続

(2) 高齢者への支援

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆ 高齢者の生きがい活動への支援	◇健康で元気な高齢者は、自らの経験や能力を基に、活動に参加したい意欲を持っているので適切なボランティア活動等への参加の機会を今後も提供する。	介護長寿課	継 続
◆ 高齢者の就労活動への支援	◇定年退職後において、地域社会に根ざした就労・社会参加の場として、シルバー人材センター事業は重要な場となっていることから、今後も充実を図る。	介護長寿課	継 続
◆ 高齢者の総合的な相談体制の充実	◇地域包括支援センター等での24時間相談体制を引き続き実施し、高齢者の尊厳の保持を基本とした相談体制の充実を図る。	いきいき支援課(地域包括支援センター)	継 続
◆ 高齢者が地域で元気に暮らし続けることができる支援体制の充実	◇地域包括支援センターが、介護・福祉・健康など様々な面から総合的に支え、介護予防を目指した支援や介護予防教室を開催し、高齢者を支援する。	いきいき支援課	継 続

(3) 障がいのある方への支援

具体的な事業	事業の内容	担当課	実施区分
◆ 障がいのある方の社会参加活動への支援	◇障がいのある方が親子の集いなどに参加することにより、機能回復訓練を兼ねて体力の増進と明るい協調精神を養い自立と社会復帰の意欲の高揚を図る。	社会福祉課	継 続
◆ 精神障がいのある方への社会参加活動支援	◇月2回の定期デイケア「たんぼぼ」を主に保健センターで開催し、日中活動の活性化を図る。	社会福祉課	継 続
◆ 障がいのある方の就職活動への支援	◇障がいのある方の雇用については、事業主等の理解を深めるための啓発・広報活動・パンフレットの配布・訪問活動を実施。地域において、自立した生活が送れるように、ニーズの動向を把握しながら、障がい者の働く場を整備・充実する。 また施設利用者などが一般就労を目指すための「就労訓練」にかかる費用の助成をして、社会復帰の促進を図る。	社会福祉課	継 続

第4章

計画の推進

第1節 推進体制の整備

第2節 計画の進行管理

第1節 推進体制の整備

1 常総市男女共同参画推進本部の運営

男女共同参画社会の形成を目指し、市の男女共同参画関連施策を総合的かつ計画的に実施するため、庁議の構成職員（市長を除く。）をもって組織する常総市男女共同参画推進本部を運営するとともに、庁内関係課で構成する常総市男女共同参画推進委員会の活用により計画の推進体制を充実させます。

2 常総市男女共同参画推進審議会の運営

市長の附属機関として、市民、事業者、職見を有する者及び関係団体の代表者で組織する常総市男女共同参画推進審議会を運営し、男女共同参画基本計画の策定、推進に関する施策等の進捗状況の確認などを実施します。

3 市民との協働

女性も男性もそれぞれがお互いの人権を尊重し、行政が主導権を握るのではなく対等なパートナーとして、市民の自主性を尊重しながら目的を共有します。

多様化・複雑化する行政需要に迅速・的確に対応する体制を整えるため、平成21年4月から庁内に市民協働課を設置し、市民の主体的活動を支援する窓口となり、市民活動団体、NPO法人などの活動組織の育成と活動支援を行っています。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するためには、市民一人ひとりの理解と取り組みが必要です。そのため、本計画を広く市民に周知し、あらゆる分野において男女共同参画の視点を深めることに努めるとともに、意思決定過程における市民との連携を図ります。

4 近隣市町村との連携

平成24年度から県西地区10市町で「県西ブロック男女共同参画研究会」を立ち上げ連携を図りながら、情報交換・共同事業・研修会等を行っています。

男女共同参画社会実現に向けての取り組みを効率的に推進させるよう、近隣市町村との連携を更に強化充実させていきます。

5 国や県の関係機関との連携

男女共同参画に関する施策については、就労・医療・相談事業等、常総市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業が多くあることから、国及び県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぎながら、施策の推進に努めます。

6 事業所との連携

男女共同参画社会を実現するために、事業者が男女共同参画に関する理解を深め、仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組める体制の充実が重要です。

事業所との連携を図り、男女が職場と家庭生活の両立ができるよう職場環境づくりへの取り組みの促進を図ります。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理については、各課の実施事業について「男女共同参画計画進捗状況報告書」を作成し、毎年公表します。

常総市男女共同参画推進審議会において、事業の実施状況を把握し、男女共同参画の推進に関する施策や、その他必要な事項を定め、あらゆる機会に男女共同参画社会の啓蒙に努めます。また、以下に設定された目標が達成されているかを評価し、見直しをします。

◎ 計画期間終了時までの目標

1 基本目標Ⅰ 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

項目	前回の調査 (H20年度)	現況値 (H25年度)	目標の 方向	目標値	
				平成30 年度まで	平成35年 度まで
「常総市男女共同参画推進条例」の認知度	—	38.1%	↗	45.0%	50.0%
市民意識調査の結果において、「家庭の中では平等」と答えている人	39.2%	39.3%	↗	45.0%	50.0%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対と答える人	—	30.1%	↗	40.0%	50.0%

2 基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

項目	前回の調査 (H20年度)	現況値 (H25年度)	目標の 方向	目標値	
				平成30 年度まで	平成35年 度まで
審議会等への女性委員比率	18.8%	26.3%	↗	35.0%	37.0%
女性が仕事を続けることの障害は「家事や育児、介護との両立が難しいこと」と答ええない人	58.3%	60.9%	↗	65.0%	70.0%

3 基本目標Ⅲ お互いに支えあうための土台づくり

項目	前回の調査 (H20年度)	現況値 (H25年度)	目標の 方向	目標値	
				平成30 年度まで	平成35年 度まで
健康づくり・管理を推進するため食生活改善推進員の男性会員加入者数	—	0%	↗	3.0%	5.0%

付 属 資 料

- 計画策定の経過
- 常総市男女共同参画推進条例
- 常総市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 常総市男女共同参画推進本部設置規程
- 常総市男女共同参画推進本部委員名簿
- 常総市男女共同参画推進委員名簿
- 男女共同参画社会基本法
- 茨城県男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会に関する市民意識調査の概要
- 関連年表（国・県・市の動き）

■ 計画策定の経過

日 付	内 容
平成 25 年 5 月	男女共同参画社会に関する市民意識調査内容決定
6 月	男女共同参画計画（改訂版）の各事業の進捗状況調査実施
	男女共同参画社会に関する市民意識調査実施 調査の対象：1,500 人 回収数：398 人 回収率：26.53 %
8 月	第 1 回男女共同参画審議会開催
9 月	第 2 次常総市男女共同参画計画の各課施策事業調査
10 月	事業内容各課ヒアリング（随時実施）
	常総市男女共同参画推進委員選出
11 月	男女共同参画研修会実施 参加者： 職員（採用 3 年以内職員）， 審議会委員， 女性団体じょうそう事業委員会委員
12 月	各課施策事業再調査
平成 26 年 1 月	常総市男女共同参画推進委員会開催
	常総市男女共同参画推進本部開催
2 月	第 2 回男女共同参画審議会開催
	第 2 次常総市男女共同参画計画決定
3 月	第 2 次常総市男女共同参画計画 議会報告

■ 常総市男女共同参画推進条例

平成 19 年 3 月 22 日
条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 基本的施策(第 8 条—第 14 条)

第 3 章 男女共同参画推進審議会(第 15 条—第 20 条)

第 4 章 補則(第 21 条)

附則

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であり、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。

しかし、固定的役割分担意識やそれに基づく社会的慣行が依然として残されており、私たちの生き方に影響を与えている現実があり、男女平等の実現に向け、なお一層の努力が必要とされている。

さらに、少子高齢化、国際化、情報化等の急速な進展により、個人の価値観、ライフスタイル等の多様化が進む社会状況において、私たちは、豊かな自然の中で、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできる常総市を目指して、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本的理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進において基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、積極的に当該機会を提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力及び虐待をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的役割分担意識を反映した慣行にとらわれることなく、多様な生き方を自由に選択できること。
- (3) 男女が、あらゆる分野における施策方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭の重要性を認識し、地域社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における役割を共有し、社会生活との両立を行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展が著しいことを考慮し、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努め、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その事業活動において、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力し、男女が職場と家庭生活における活動の両立ができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い及び人権の侵害をしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画に関して、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、常総市男女共同参画推進審議会(以下「推進審議会」という。ただし、第15条を除く。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(報告書作成)

第9条 市長は、毎年、市が行った男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成し、関係者等に公表しなければならない。

(積極的改善措置)

第 10 条 市は、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野の活動において、男女間に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等における委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第 11 条 市は、男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯にわたる健康の保持が図れるよう学習の機会及び情報の提供その他必要な支援の実施に努めなければならない。

(総合的拠点施設の設置)

第 12 条 市は、市民、事業者、地域団体等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、総合的拠点施設を整備するものとする。

(相談等の申出)

第 13 条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、性別による差別的取扱い、人権の侵害その他男女共同参画の推進を阻害する行為を受け、若しくはそのおそれがあるときは、市長に対して、相談等を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けるための相談窓口を設置するものとする。

(苦情等の申出)

第 14 条 市民又は事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、意見等を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、適切な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、推進審議会の意見を聴くことができる。

第 3 章 男女共同参画推進審議会

(設置)

第 15 条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として、常総市男女共同参画推進審議会を設置する。

(所掌事項)

第 16 条 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本計画の策定
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 17 条 推進審議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、市民、事業者、識見を有する者及び関係団体の代表のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市民の委員の一部は、公募によるものとする。

(任期)

第 18 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 19 条 推進審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第 20 条 推進審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、推進審議会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第 4 章 補則

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年水海道市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

■常総市男女共同参画推進審議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
土 田 尚 宏	公募	
篠 崎 敏 子	公募	
渡 邊 裕 昭	公募	
海老原 和 子	公募	
石 川 栄 子	議会選出	会長
堀 越 道 男	議会選出	
堀 越 輝 子	議会選出	
秋 場 ふ ぢ	青少年問題協議会代表	
岩 見 昌 光	工業懇話会代表	
小 倉 道 子	商工会代表	
服 部 桂 子	人権擁護委員	
飯 塚 紀久子	女性団体代表	副会長
坂 入 伸 子	結城地域女性農業士会	
吉 田 信 雄	自治区長連絡協議会	

任 期 平成 25 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日

■常総市男女共同参画推進本部設置規程

平成20年12月12日

訓令第11号

改正 平成21年7月1日訓令第14号

平成22年3月29日訓令第3号

(設置)

第1条 常総市男女共同参画推進条例(平成19年常総市条例第6号。以下「条例」という。)

第4条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するため、常総市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第8条の規定による基本計画(以下「基本計画」という。)に基づく施策の推進
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的な調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、常総市庁議の設置及び運営に関する規程(平成20年常総市訓令第10号)第3条第1項に規定する職員(市長を除く。)をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には副市長を、副本部長には市民生活部長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 本部長は、会議における協議の経過及び結果について、市長に報告しなければならない。

(推進委員会)

第5条 推進本部に、次に掲げる事項を実施させるため、推進委員会を置く。

- (1) 基本計画に基づく施策の調査、研究及び立案
- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部課間の連絡及び調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進本部が指示する事項

(推進委員会の組織)

第6条 推進委員会の委員は、別表に掲げる課等の長又は当該課等の長が指名する所属職員とする。ただし、本部長は、必要に応じてこれ以外の職員を推進委員会の委員に加えることができる。

- 2 推進委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進委員会の会議)

第7条 推進委員会の会議は、本部長の命により、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、会議における協議の経過及び結果について、本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進本部及び推進委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第3号)

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

課等名
企画部企画課
総務部人事課
市民生活部市民協働課
市民生活部市民課
市民生活部安全安心課
市民生活部人権推進課
保健福祉部社会福祉課
保健福祉部子どもすくすく課
保健福祉部保健推進課
産業労働部農政課
産業労働部商工観光課
都市建設部道路課
石下支所暮らしの窓口センター
教育委員会事務局生涯学習課
教育委員会事務局指導課

■常総市男女共同参画推進本部委員名簿

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	山 口 大	
企 画 部 長	岩 瀬 勝 彦	
総 務 部 長	門 井 信 夫	
市民生活部長	相 澤 傳	本部長職務代理者
保健福祉部長	山 本 宏	
産業労働部長	浅 野 忠	
都市建設部長	飯 田 昭 典	
石下支所長	糸 賀 達	
教 育 部 長	坂 卷 幸 一	
秘書広聴課長	齊 藤 收	
議会事務局長	古 池 和 夫	
会 計 管 理 者	小 川 喜美夫	

常総市男女共同参画推進本部設置規程第3条による職員

■常総市男女共同参画推進委員名簿

課 等 名	氏 名	備 考
企画部企画課	飯 村 順 子	
総務部人事課	小 林 日出雄	
市民生活部市民協働課	小故島 祐 樹	
市民生活部市民課	猪 瀬 里 美	
市民生活部安全安心課	藤 川 裕 之	副委員長
市民生活部人権推進課	染 谷 宇 広	
保健福祉部社会福祉課	石 塚 晴 代	
保健福祉部子どもすくすく課	栗 原 秀 太	
保健福祉部保健推進課	柴 田 広 子	
産業労働部農政課	齊 藤 厚 子	
産業労働部商工観光課	河原井 宏 美	
都市建設部道路課	猪 瀬 敏 雄	
石下支所暮らしの窓口センター	長 塚 まち子	委員長
教育委員会事務局生涯学習課	松 崎 幸 子	
教育委員会事務局指導課	入 江 宏 昭	

常総市男女共同参画推進本部設置規程第6条による職員

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男

女が均等に政治的, 経済的, 社会的及び文化的利益を享受することができ, かつ, 共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において, 男女のいずれか一方に対し, 当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は, 男女の個人としての尊厳が重んぜられること, 男女が性別による差別的取扱いを受けないこと, 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として, 行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては, 社会における制度又は慣行が, 性別による固定的な役割分担等を反映して, 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより, 男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ, 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は, 男女が, 社会の対等な構成員として, 国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として, 行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は, 家族を構成する男女が, 相互の協力と社会の支援の下に, 子の養育, 家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし, かつ, 当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として, 行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ, 男女共同参画社会の形成は, 国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は, 第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり, 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し, 及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は, 基本理念にのっとり, 男女共同参画社会の形成の促進に関し, 国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し, 及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

■ 茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日
茨城県条例第 1 号

茨城県男女共同参画推進条例を公布する。

茨城県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 18 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止(第 19 条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。第 1 章

総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にと

らわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

- 3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

- 2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(茨城県行政組織条例の一部改正)
- 2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

■男女共同参画社会に関する市民意識調査の概要

1 調査の目的

市では、平成20年度に「常総市男女共同参画計画」改訂版を作成しましたが、その計画も5年を経過し、今年度が期間満了の時期となっております。本調査は、私たちの意識が5年間でどのように変化したのかを知ること、今後市民と行政・企業が一体となって、より良い社会環境を築き、男女共同参画社会を構築していくため、基本計画に反映させていくことを目的に実施しました。

2 調査の種類

本調査は、以下の種類からなる。

- (1) 調査の対象 市内に住む20歳から69歳までの住民 1,500人
(無作為抽出)
- (2) 調査の実施方法 郵送による送付及び回収
- (3) 調査の期間 平成25年6月10日から平成25年6月28日まで

3 調査項目

項目	内容
基本属性	性別、年齢、結婚の状況、配偶者の共働きの有無、職業、家族構成、子どもの有無、介護者の有無、中学校区
男女平等感	家庭、職場、教育、地域、しきたりや習慣、政治、法律や政治における男女の地位の平等感。平等になるために重要なこと
人権問題	女性の人権が尊重されていないと思うもの、DV被害の有無、相談先、相談しなかった理由
家庭生活	家庭内の役割分担、家庭での共同参画推進に重要なこと
教育	子どものしつけについての考え方、学校教育で力を入れてほしいこと
仕事と家庭の調和	仕事と家庭の優先度、理想と現実
固定的役割分担意識	性別役割分担意識に対する考え方
就労	仕事の能力差の意識、女性の就労継続で障害になっていること、勤務先での女性の状況、女性の再就職支援で必要なこと
市政への要望	男女共同参画実現のための重点施策

4 調査対象者

調査の対象者は以下のとおりです。

【男女比】

	配布数 (人)	比率 (%)
男 性	788	52.53
女 性	712	47.47
全 体	1,500	100.00

【年齢比】

	配布数 (人)	比率 (%)
20～29歳	207	13.80
30～39歳	313	20.87
40～49歳	301	20.06
50～59歳	264	17.60
60～69歳	415	27.67
全 体	1,500	100.00

5 回収の結果

- (1) 配布数 1,500人
- (2) 回収数 398人
- (3) 回収率 26.53%

【男女比】

区 分	配布数 (人)	回収数 (人)	比率 (%)
男 性	788	161	20.43
女 性	712	236	33.15
年齢不詳		1	
全 体	1,500	398	26.53

【年齢比】

区 分	配布数 (人)	回収数 (人)	比率 (%)
20～29歳	207	38	18.36
30～39歳	313	77	24.60
40～49歳	301	65	21.59
50～59歳	264	75	28.41
60～69歳	415	142	34.22
年齢不詳		1	
全 体	1,500	398	26.53

■関連年表（国・県・市の動き）

年 号	国の動き	県の動き	市の動き
1995年 (平成7年)	○「育児・介護休業法」成立(平成11年施行) ○ILO第156号条約批准(家族的責任条約)	○茨城県長期総合計画に、「男女共同参画社会の形成」として位置付ける	○県教育委員会の委託事業「いばらき女性フレッシュサポート事業」を実施
1996年 (平成8年)	○「男女共同参画2000年プラン」策定	○いばらきハーモニープランを策定	○「女と男の共生プラン水海道」を組織
1997年 (平成9年)	○男女雇用機会均等法一部改正(平成11年施行)		○「女性団体みつかいどう事業委員会」を設立
1999年 (平成11年)	○「男女共同参画基本法」公布・施行 ○改正男女雇用機会均等法及び改正労働基準法、育児・介護休業法が施行 ○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申		
2000年 (平成12年)	○介護保険法施行 ○「男女共同参画基本計画」閣議決定	○いばらきハーモニープラン後期実施計画策定	
2001年 (平成13年)	○中央省庁改革により内閣府に男女共同参画局を設置	○茨城県男女共同参画条例施行	○第4次水海道市総合計画後期基本計画に「男女共同参画社会の実現」を位置づける ○企画課内に「男女共同参画室」を設置 ○市民意識調査実施

年 号	国の動き	県の動き	市の動き
2002年 (平成14年)	○アフガニスタンの女性に対する懇親会開催	○茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)策定 ○茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会の設置	○市民の代表による「水海道市男女共同参画プラン策定委員会」庁内組織の「水海道市男女共同参画庁内推進会議」「水海道市男女共同参画推進ワーキングチーム」を設置
2003年 (平成15年)	○男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ○第4, 5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議		
2004年 (平成16年)			○「水海道市男女共同参画計画」を策定
2005年 (平成17年)	○「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	○茨城県男女共同参画基本計画(第2次)策定	
2006年 (平成18年)			○水海道市と石下町合併により「常総市」となる
2007年 (平成19年)			○「常総市男女共同参画推進条例」を制定・施行
2008年 (平成20年)			○市民意識調査実施 ○女性相談窓口開設
2009年 (平成21年)		○男女共同参画シンボルマーク決定 ○「介護・育児休業法」改正	○男女共同参画計画(改訂版)策定
2010年 (平成22年)	○「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	○茨城県男女共同参画基本計画(第3次)策定	
2013年 (平成25年)			○市民意識調査実施
2014年 (平成26年)			○「第2次男女共同参画計画」策定

第2次常総市男女共同参画計画

平成 26 年 3 月

発行／常総市 市民生活部 市民協働課 男女共同参画室

〒303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

TEL 0297-23-2111(代表)

FAX 0297-22-8864

E-mail danjosankaku@city.joso.lg.jp